

平成29年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第94号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
第3	議案第95号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第4	議案第96号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第5	議案第97号	訴えの提起について
第6	議案第98号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第7	議案第99号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第8	議案第100号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第9	議案第101号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第10	議案第102号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第11	議案第103号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第12		一般質問
第13	議案第104号	飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
第14	議案第105号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第15	議案第106号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第16	議案第107号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第108号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第18	議案第109号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第19	議案第110号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第20	議案第111号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第112号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第22	議案第113号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第114号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第24	議案第115号	平成29年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第25	議案第116号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第117号	平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 9 4 号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第 3	議案第 9 5 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 9 6 号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 9 7 号	訴えの提起について
日程第 6	議案第 9 8 号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 9 9 号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第 8	議案第 1 0 0 号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 9	議案第 1 0 1 号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 1 0	議案第 1 0 2 号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 1 1	議案第 1 0 3 号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第 1 2		一般質問
日程第 1 3	議案第 1 0 4 号	飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 1 0 5 号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	議案第 1 0 6 号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第 1 0 7 号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 1 0 8 号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 1 0 9 号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
日程第 1 9	議案第 1 1 0 号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第 2 0	議案第 1 1 1 号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第 2 1	議案第 1 1 2 号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第 2 2	議案第 1 1 3 号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第 2 3	議案第 1 1 4 号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第 2 4	議案第 1 1 5 号	平成29年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第 2 5	議案第 1 1 6 号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 2 6	議案第 1 1 7 号	平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)

○出席議員（１４名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	森高	下原	真邦	次子
７番	葛	谷	寛	徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都小	竹倉	淳孝	也文
副市長	山福	本田	幸幸	一博
教育長	石東	腰佐	藤廣	豊司
代表監査委員	洞清	口水	明	之貢
会計管理者	湯泉	之下	利達	宏匡
総務部長	大柚	原坪	雅孝	也誠
財政課長	柏青	木場	順哲	行則
教育委員会事務局長	坂佐	藤		一哉
企画部長				
商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水赤	上谷	雅真	廣子
書記				

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 1 番、仲谷丈吾君、2 番、井端浩二君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 94 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
から

日程第 11 議案第 103 号 平成 29 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）
について

日程第 32 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 94 号、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから日程第 11、議案第 103 号、平成 29 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）までのあわせて 10 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。10 案件の質疑とあわせて、日程第 12、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に 11 番、野村勝憲君。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔11 番 野村勝憲 登壇〕

○11 番（野村勝憲）

おはようございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。私は先月の 8 日、9 日の二日間、徳島議員と仲谷議員の 3 人で安曇野市をはじめ長野県の 11 市町村と 1 つの商店街を視察してまいりました。今回も各市町村の地方創生の取り組み、地域資源を生かしたまちづくりをテーマに農業や観光振興についての聞き取り、私どもの市がこの 10 月に台湾の新港郷と友好都市を結んだことを含め飛騨市の PR も積極的にやってまいりました。

最初訪れた山形村では本庄村長さん同席のもと地方創生の取り組みや平成の合併は選

ばず単独で村政を進めていること、また麻績村では高野村長さんみずから村づくりの推進により人口が前年より20人ほど増えたという話とか、それから具体的な事例と成果をお聞きすることができました。2日目の東御市は飛騨市と同じ平成16年に東部町と北御牧村が合併して現在人口は約3万700人を超えております。住みよさでは長野県77市町村ある中で、第1位で合併して13年で約500人の人口減少なんです。しかし、一方残念ながら飛騨市ではですね、その10倍以上の同じ年月で5,700人の人口減となっております。その東御市の地方創生担当の関さんから2020年東京オリンピック競技大会にむけ、標高1,500メートル以上の高地を利用した湯の丸高原高地トレーニング構想の中で水泳選手の強化合宿のための施設整備費用の不足額、約13億ぐらいだと聞きましたけれども、これを捻出するために民間出身の花岡市長みずからが東京をはじめ全国の企業にトップセールス活動されていることともうひとつはですね、平成27年に近隣の8つの市町村が全国初の広域ワイン特区認定を受け、ワイン産業が活気を帯び、関東方面からですね、移住者してきてワイナリーを経営する新規就農者が増えてきたという話がたいへん印象的でした。

また佐久市ではですね、企画力と行動力で空き店舗をつぎつぎと解消し街の活性化に尽力された商店街の事務局のこの方、キーマンの方なんですけれども、にお会いすることができました。また、千曲市ではですね、観光などをテーマに地元の荻原議員さんと袖山議員さんのおふたりを交えて交流会を開催するなどですね、たいへん有意義な二日間の視察でした。

一方ですね、地方創生どこも取り組んでおるわけですが、まち・ひと・しごと総合戦略の取り組みについてはですね、訪問した多くの市町村では当然改訂した平成29年度版にですね、具体的な数値目標を入れてビジネスの世界では当たり前といわれているPDCAサイクルを組み込んで積極的に進められておりました。私はこれまで多くの自治体を訪問し学ばせていただいております。これからの飛騨市のまちづくりは、自然や文化、そして産業などを有効に活用し温故知新を取り入れて推進すべきであると改めて確信したところでございます。そこで今回の一般質問は、市民の皆様からの声や提案などを参考に進めてまいります。

まず1点目のですね、中心市街地の活性化についてを質問いたします。残念ながら古川町、神岡町中心市街地は空き店舗や売り物件の看板などが目立ってきており、市民の皆さんからなんとか街の中の活気をもういちど取り戻してほしいの声を多く聞きます。11月17日の夜、私ども議員4人にですね、ある市民の方々が訪ねてこられまして、10年後の飛騨市は人口が二万人を割り込んでしまう。商工業者がそれぞれ経営していくということはたいへんな状況に突入すると。このままでは町の生活機能さえ失われる可能性もでてくる。なんとかしなければならぬということ。しかし、私たち商工会だけでは、できることではなく、行政をはじめ関係機関、そして住民も一緒になった取り組みが必要ではないかと訴えてこられました。そこで、まずですね、飛騨市の中心市街地の活性化に

ついてを質問させていただきます。古川町商工会の会員数は平成2年、これが最盛期のようではありますが、850人だったようです。現在は591人と大幅な減少でとくに街中で店舗経営者の減少が目立ってきております。かつては古川町内にですね、向町発展会、あるいは本町発展会などあったようですが、すでにそれらは解散し現在残っているのは古川町商店街のど真ん中にある、例えば栄美会は全盛期はですね、55人の会員数だったようです。現在は残念ながら13人と半分以上になっております。このような状況が続く中、皆さんご存知だと思いますけれども古川駅前のガソリンスタンドがですね、11月30日をもって休業。そして3カ月後には同じ金森町にあるJAひだコープ古川店が閉店となり、人口減少が進めば地域経済が縮小していくのはこれは当然のことですね。このような環境の中で飛騨市は今後どのような経済政策をとっていかれるのかを問います。

まず1点目ですけれども、現在暮らしに役立つ補助制度の中で中心市街地店舗拡大促進と店舗リニューアル補助金に対していままでに何件の申し込みがあつて、そして今年度11月終わったんですけれども、いままでに何件だったでしょうか。

2点目、古川町中心地の中で大きな駐車場を備え核店舗となっているAコープ古川店が閉店した後、周辺のお店や消費者にどのような影響を及ぼすかを問います。

3点目、町に賑わいをもたせるにはまち中を観光客や住民が回遊する工夫が必要です。そのためのプランなり施策はありますか。

4点目、市として空き店舗の利活用や新規加入の手助けなどの展開案はございますか。

そして最後の5点目ですけれども、町の中に活気を少しでも取り戻すにはですね、5年、10年先を見据えたプランが必要じゃないかと思います。そこで私はですね、例えば都市部の若者を呼び込み、移住と新規事業をつなげるようなそういう住民と商工会、そして行政が一体となってその具現化に向けてですね、プロジェクトチームをこの平成30年度あたりから研究し、つくっていただいたらいかがでしょうか。

以上ですね、5点について問います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、都竹淳也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

△市長（都竹淳也）

議員の質問の趣旨を確認させていただきたいと思ひまして反問の許可をいただきたいんですが。よろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

反問を許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議長のお許しをいただきましたので、答弁の前でございますが議員の質問の趣旨、お考え確認のために質問をさせていただきたいと思います。いま5点目のところで町の活気を取り戻すために5年、10年先を見据えたプランが必要だとそのためのプロジェクトチームをつくったらどうかというご提案があったわけでございますが、プロジェクトチームの設置を検討するためにはですね、指摘されました飛騨市の現状とくに中心市街地の店舗経営者の減少とか、空き店舗の増加とか、なぜ起こっているのかという原因を分析する必要があるのではないかと思います。ご提言をいただくにあたりまして議員がこの点につきましてこうした事態の原因、これをどのようにお考えになったのかをお聞かせいただきたい。あわせてプラン策定というご提案がありましたので、議員がお持ちのイメージがありましたらあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（野村勝憲）

まず最大の原因はですね、需要と供給のバランスが崩れてきているということですね。その需要と供給がバランスが崩れているとは当然ですね、人口減少というのは大きい。それとですね、やはりビジネスとして成り立つか成り立たないかということが一番鍵になってきますね。そうしますと現状ではですね、郊外に大型店舗が次から次。例えば警察署の近くにもですね、新しい店舗ができました。こういったところはですね、年間たぶん3億円から5億円は町の中から金を吸い上げていくんじゃないかということがあると思いますね。そういうことですね、そうしますとですね、やはりそれを止めるというのはなかなか大型店舗のですね、規制の問題もいろいろありまして難しいと思いますけども。もっと魅力ある店舗ができないかということを構築していかなきゃいけないということで、あとで再質問の中で述べたいと思いますけども、例えば長野県にはですね、ふたつ商店街が、例えば佐久市の岩村田本町商店街というのがあります。こちらですね、民間の人たちが中心になってある程度プロジェクトチームをひいてですね、実際に店舗をですね、活性化させると。それは地元のニーズを聞きながらやったと。今現在視察するためにですね、そこの商店街に行くのにですね、たしか2時間は講義してもらえますよ。そうしますとですね、例えばですね、我々が行った場合36名で3万5,000円ぐらい払えばきっちり聞けるということが、耳にしたもんですからそういうところも学びながらですね、私はたいへんですね、観光客に対してもですね、目線からしてもですね、まちの中に賑わいを。例えば、空き店舗を木工関係のショールームにするとかね、例えばですよ、ひとつ言えば。そういったことをやるということをやっぱりいまから5年、10年先を見据えたですね、やっぱプロジェクトは行政だけではできません。あるいは商工会だけでもできません。そういうところを学びながらね、近いところにもう一店舗あるんですわ。それは後でちょっとお話ししますが。再質問のあれがなくなっちゃいますんで。そういうところをですね、私はですね、とらえてそしてもう一度まちの中に賑わいをそういったところ

をですね、求めていきたいなということでございます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ご答弁ありがとうございました。それでは今のご趣旨も踏まえてご答弁申し上げたいと思います。私からは2点、3番めにご質問いただきました回遊の工夫の問題、それから最後のプラン、プロジェクトチームの問題この2点ご答弁申し上げたいと思います。

まずまちに賑わいをもたせる工夫ということでございます。とくにこの回遊をするような工夫というお尋ねがございます。私も同様の認識をもっておりまして、市内の滞在時間延長を目的とする、そうした回遊の仕組みづくりというのは非常にとくにこの飛騨市の古川のまちというのは大事なのではないかということは思っておりまして、そのためには、町の対角線上、例えば荒城川の西側の区域、それから壺之町・式之町の下エリア、それから殿町の地区。このあたりにとくに観光客の流動性をもたせるということが非常に大きなテーマではないかと思ひまして、ここを当面の課題と考えておるところでございます。

すでに行っている取り組みがございまして、さくら物産館で現在「君の名は。」のパネル展を継続して開催をいたしておりますが、これはまさにそのための施策ということでございます。当時昨年の9月であったと思いますが、9月か10月でしたが、このパネル展を開始したわけですが、当初まちなか観光案内所がどうかという案がございました。しかしそのとき私はせっかく今やるんなら、まちに滞在時間を延ばすために対角線上に配置をする必要があるということで、一番いい場所はさくら物産館ではないかということを申し上げまして、三之町界限まで行っていただく流れをつくるためにさくら物産館を選んだという経緯がございます。狙いは結構当たりましてですね、壺之町周辺を南北、つまり瀬戸川、壺之町筋を南北に流れていた人たちの流れが大横丁を東西に流れるようになったというのが顕著にでておりまして、結果回遊性が高まって滞在時間の延長につながったというふうに今とらえております。また、気多若宮神社が「君の名は。」の聖地として認識されたことによりまして、JR飛騨古川駅の裏側に観光客が流れるという現象が起きておりましてこれも偶発的といえれば偶発的なんですけれども、ひとつ回遊性が高まることの効果というものが証明できたのではないかというふうに考えておるところでございます。

このようにまちの対角線に人を誘引するスポットを配置していくということは効果があるのではないかということで、例えば真宗寺、今宮橋周辺ですね、このあたりに拠点となるような施設をさらに配置をしていくことも今検討しておるところでございます。

また、南北軸では式之町の活用が重要でございまして、これはきのう森議員からのご質問もございましたが、まちなか整備検討委員会の中からも式之町の空き店舗を活用でき

ないものかと。あるいは魅力ある展示施設を整備していけないものかというご提言をいただいております、これもきのう湯之下部長から答弁ありましたが、いま一つ一つ空き店舗の所有の方にあたらせていただきながら検討しておるところでございます。

さらに申し上げれば、例えば瀬戸川上流に弁財天堂がございます。ここは今一つまだスポットが当てていない資源であるにとらえておりまして、流動性を高めるための格好の位置にありながら、まだ十分な紹介ができていないと認識をしております、このあたりの対策も必要ではないかと思っております。こうしたことを一つ一つ検討していく中で、回遊性を高めまして賑わいづくりにつなげていきたいと考えておるところでございます。

それから先ほど議員にも改めてご説明いただきました5点目のプロジェクトチームの件でございます。議員からは人口減少とあわせまして大型店舗の存在ということの指摘がございました。また、佐久市の岩村田本町商店街、私も県庁時代に実はお呼びしまして、県で講演会をやっていたことがございますけども、その例を取り上げられまして今木工関係のショールーム等のご提案もございました。まずこれにつきまして私の認識を申し上げたいと思います。まちの活気はなぜ失われていくのかということでございます。市民や訪れる人たちの印象としてまちの活気というのは決まるわけですが、でも実質的にはまちの消費額、ものの売り上げがその印象に直結しているというふうに私は考えております。ではまちの消費額は何で決まってくるのかといいますと、これは地域内消費人口、すなわち就業人口に左右される部分が多いというのが今や定説でございますし、実証もされております。したがって人口が減少する限りマーケットは縮小し、何もしなければ物の売り上げは下がっていくということであろうかと思えます。

他方で人口構造というのは、急激に変わるものではございません。子供が生まれても即消費人口にはなりませんから、したがってこの構造は当分変わることはないという前提の上でどうやって売り上げを上げていくのかということになるわけですが、でも、その就業人口のデーターを参考までに申し上げますと旧古川町についていいますと、1980年代以降2000年頃までは横ばいあるいは増加傾向で推移しておりました。急に減少しはじめたのは2005年頃からです。つまり合併前後から飛騨古川の古川町市街地の就業人口は急激に減少を始めたというのがデータでございます。ピークは1995年の8,840人。ちなみにこの年が飛騨市の商業販売額のピークです。そこから下がっていくわけですが、1995年の8,840人が2015年には7,638人。この20年間で1,202人。就業人口です。働いている人口が減った。率にして13.5パーセントの減ということでございます。1人当たりの個人消費額というのは全国平均で年間124万円というデータがありますので、単純にこれをかけあわせると1995年当時に比べますと1年間で15億円まちに流れるお金が減っているということでございます。これがお店の売り上げの減少であるとの原因であると私はそうとらえております。もちろん大型店の影響というのもあります。これはどちらかという

1980年代から1990年代の出来事でございます。21世紀にはいつてからの現象はこの就業人口の減少によるところが多いというのが捉え方でございます。したがって地域に流れるお金が減少しますから売り上げが減少するということです。それでお店が厳しくなってくるわけでありまして、平成28年度、平成29年度で調べますと古川町市街地で閉店廃業したお店は16軒ございます。その理由を分析しますと後継者がいないとしたものが半数以上の10件ございます。しかし細かくみていきますと単なる後継者の不在ではないわけでありまして、これらのお店は早くから売り上げの減少を経験しており、若い家族つまりご子息等が生計を立てていく見通しが立たないということで都市部に就職をなさる。その後も高齢のご主人といいますか店主の皆さんが商売を続けられてくるんだけれどももうこれ以上歳をとって商売が続けられないということで閉店される。この現象が今起きているということです。したがってこれは20年から30年前に予想されていた事態が今起こっているということですから、今新たに発生した現象ではないというのが私の見方でございます。

実際に数字を見ましても2000年頃から労働力率が急減しておる。これは明らかに高齢化の現象ですので、高齢化によって仕事を辞めた、イコール閉店になっているということが数字の上でもみてとれるということでございます。こうした中でどうやって商売を維持していくのかということでございます。まずは地域の中だけのお金を取り合っていては話にならないということでございますから、外からお金をとってこないこの地域に流れるお金が増やせないということでございます。それはひとつは観光振興等によって外から来てお金を落としてもらうということを増やしていくということがございますし、あわせて製造業等の振興によって地域全体としてこの地域で支払われる給与等を増やしていくとそれによって消費額を維持していくということしかないのではないかとございます。ただ消費額が増えればお店の売り上げが増えるわけではございませんで、個々のお店が新たな魅力ある商品、サービスを生み出してそれを訴えかけていく、それで売っていく。あるいはこの地域だけではなくて、例えば高山だったり飛騨地域だったり富山まで含めたエリア、あるいはインターネットを使って全国世界に売っていくということをやらない限り売り上げは減りつづけていく一方であるとしたように考えておるわけでございます。そうしますと今申し上げたことを言いますと、大きな方法が2つございます。1つは、今申し上げたように地域外からの旅行者の需要、これを直接取り込んでいくという手法でございます。直接該当する業種としては土産物店、飲食店等があげられるわけでございます。この具体的な方策としては、旅行者が入りたいと考える店づくり、あるいは特色のある料理、商品そうしたものを提供する。あるいは、体験型のプログラムを提供する。こうしたことをやっていく必要があるわけでございます。昨年来「君の名は。」のヒットによりまして、聖地巡礼にこられた方向けの商売を工夫されている方が増えておりますが、例えば組み紐の体験が人気になって増えておる。これは商工会のさくら物産館でございますが、これはそうした工夫があつてのことでございます。

あるいは、映画をモチーフとしたそばの提供をして人気を高めている店もございます。そうした事例が現に飛騨古川のまちの中にあるわけでございまして、そうしたことも工夫の一つではないかと思えます。

そしてもう一つは今のようには旅行者の需要、あるいは地元の需要ではなくて地元以外の新たな顧客マーケットを開拓するという手法があるわけでございます。これは例えば靴屋さんですとか服屋さんですとか自転車屋さんですとか型番商品売っているところ。これは旅行者に売べき商材がございません。したがって旅行者が増えたとしても商売の向上にはつながらない。「君の名は。」のお客さんが来ても自転車を買っては帰らない。こういうこととございます。そうすると自分のお店を変革しない限り売り上げは上がらないということとあります。ネットを使った商売というのはその工夫のひとつでありまして、私自身以前からたいへん多くのネットショップの店長さんと交流をさせていただいております。ネットを使って地域外の市場で商売をされて成功されている方もたいへん数多く交流をつづけさせていただいておりますが同様の取り組みを飛騨市内でもしていく必要があるのではないか、そのように考えております。昨年度来、楽天と包括連携協定を結んでネットショップの支援ということをやっておるのはまさしくそうした狙いがあるということとございます。それから先ほど言いましたように商品、サービスそのものを変革していく。ほかにどこでも買えるものではない、そこでしか提供できないサービスをしっかり提供していくということをする。あるいは新しい商材を扱う、こういった工夫をしなければいけないということとございます。そしてそれによって例えば飛騨市内だけではなくて高山から富山からわざわざ買いにきてくれるようなことをやっていかないとこれは商売が続いていけないと。これらは知恵と工夫の勝負でありまして、自分の強みを見つめる力、そしてメディア等記事に取り上げてもらって話題をつくる手法、そうしたことを身につけてようやく実現ができる。ただこれには寄り添い型の支援が必要です。補助金を出すとかといった形ではなくって一緒になってアドバイスしてついていく人が必要なんです。今年度から岐阜県よろず支援拠点というところによるビジネス相談窓口を開設しておりますが、これはまさしくその取り組みでございまして、今年度非常に好調でございまして、随分多くの相談を受けておりますが、こうした寄り添い型の支援をしていくということが大事ではないかということと取り組んでおるところでございまして、ということをおまえまして先ほどのプロジェクトチーム、プランの考え方なんですけど5年、10年先を見据えたプラン、これは確かに一考に値するわけでありまして、私はプランよりもまず実践ありきだと。もうやってみないことにはもうゆっくりやってみる間はないんだとこのように考えてございまして、プランをつくるとしてもこうした現状の認識をしっかりと共有してやっていかないと大型店が来たことが原因であり、あそこがなくなれば解決するんじゃないかとかそういったイメージに陥ってしまいますと自分の商売の変革につながらない。その現状認識をしっかりと共有することが大事ではないかというのが私の考え方とございます。ですので、プロジェクトチームをつくるということ、もしや

るとするならばそうした問題の認識を共有していく勉強会なり、そうした共有する場づくりから始めていくということではないかと思えますし、それをしないと単にアイデアを出しあって従来型のイベント開催や商店街の修繕、一般的な空き店舗政策の提言だけをして終わりということになってしまいかねないと思っております。いずれにいたしましても商売を上向きにさせるのは行政でも商工団体でもない、商売をやっている方々自身であります。市としてはまず現在進めている個別の商売の改革の支援を継続して行いながらまちの活性化に取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは1点目の中心市街地店舗拡大促進補助金と店舗リニューアル補助金の利用状況についてお答えします。中心市街地店舗拡大促進補助金につきましては、昨年度6月補正予算で議決をいただき、平成28年7月から制度化した補助金であります。平成28年度の実績は1件、100万円であります。また、平成29年度もこれまでに1件100万円の活用があったところでございます。店舗リニューアル補助金につきましては、本年度からの補助事業でございますがこれまでに3件、補助金ベースでは計254万9,000円の活用をいただいております。

続きまして2点目のAコープ古川店閉店の影響についてお答えします。Aコープ古川店の閉店につきましては、JAより平成30年2月に生活資材店舗を廃止と聞いているところです。JAにAコープ古川店の利用状況をお聞きしましたところ、日平均約300人の利用があり、そのうち60歳以上の方が8割を占めている状況であるとのことでした。お尋ねのありました閉店後の周辺のお店や消費者の買い物行動への影響についてですが、Aコープ古川店の利用状況からも近隣の高齢者の方が利用している状況がわかり、一定の影響はあると考えております。

周辺のお店がその影響をカバーされることを期待するとともにJAでは代替制度として「くらしの宅配便」や「JAおかずセット定期便」も案内されています。また本年9月より「スーパーさとう」が移動販売車にて週2回古川町市街地をまわっておられます。営業している食料品店がある場合には配慮され、その店舗周辺の営業は控えていると伺っておりますがAコープ古川店の廃止後はそのエリアをさらにカバーしていただけるものと期待をしているところです。

4点目の空き店舗の利用活用や新規事業参入への手助けなどの展開についてお答えいたします。空き店舗の利活用については、現在制度化されております「空き家等賃貸住宅改修事業補助金」をベースとして、その空き店舗バージョンを制度化できないか、新年度予算に向けて検討中です。特に、最近市街地に空き店舗が目立ち始めていることから、そ

の空き店舗を活用して商いを始めようとする事業者の方を支援するとともに、賑わいの創出に寄与したいと考えているところです。

さらに、市が直接店舗を借り上げ、市民、あるいは観光客等に楽しみながら市街地を回遊いただけるような取り組みについても、あわせて検討しております。

また、新規事業参入の支援につきましては、既存制度として、起業化促進補助制度がございます。昨年度の活用状況は、12件、約1,200万円であります。本年度は、これまで16件、約1,400万円の活用をいただき、好評を得ておりますので、来年度以降も継続していきたいと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○11番（野村勝憲）

はい、いろいろありがとうございました。私は実はですね、このからくり人形、19日にやったんですけれどもこのちらしをですね、まちの中いろいろお客さん入ってもらいにやいかんということいろいろなところを回りました。そうした中でですね、お店でですね、実はうちも来年は店を閉めるんやというところが、それは高齢の方のお店でしたけれども、そういったところがみられたとかですね。それからAコープはなくなるんでね、どうしようかなという話がでておりました。そこでですね、Aコープについてなんですけれども現段階でですね、要するに古川駅前ですねAコープがスペースが空いちゃうわけですね。このスペースが空いた利活用はJAさんとしてどのようなことをされているのか、行政にそれについての情報は収集されているんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

JAとは話をしております、いろんな今、案がでておりますがちょっとまだこの段階で申し上げることができません。ただ非常に古川の市街地にとっても大事である。また買い物の先ほど部長からも答弁もございましたが利用されている方も多いということで、まちの賑わいあるいは買い物利便性あるいは観光客向けの利便性とかいろんな視点がありますのでそうしたことを市の思いもお伝えしながらJAさんのほうで検討していただいているという段階でございます。

○11番（野村勝憲）

私も情報といいますかね、20日すぎに理事会があるそうです。JAさん。そこで大体決まると。ですから年内には発表されるようですからできれば早めにですね、コミュニケーションをとっていただいてぜひですね、消費者の立場に立ったですね、やはり事業展開が望みたいと思いますのでその辺お願いしたいと思います。それからですね、1番目の件ですけれども私も大体この数字は予想していたんですけども、古川の商工会ではですね、戦略マップ会議や3年前からですね、まちゼミを実施するなどそれなりに努力されとります。しかしですね、いろいろ聞いてみますと今店舗数がね、先ほど話に出ましたように

2、3店舗が閉店するとできるのは1店舗できるかできないかだというような状況なんですね。ですからできればですね、先ほど申しましたように移住者やUターン者が増やすためにもやはりもっと魅力のある店舗にしてもらわないかん。先ほど市長もそれぞれの店舗の工夫でということをおっしゃいましたけれども、やはり外からのですね、情報を入れてですね、やはり商店の方々にもですね、いろんな形で参加してもらおうという形で、そういう勉強会もふまえてですね、やってもらおうということが必要だと思いますがその観点からですね、今の店舗拡大促進の補助金などをもう一回見直されたらどうかと思いますがその点はいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

先ほど答弁させていただきました中心市街地店舗拡大補助金につきましては昨年度始めたという補助金でございますし、店舗リニューアル補助金につきましては今年度から始めたということで、まだ日が浅いというようなことでもう少し様子を見たいなというふうに思っておりますが、ほかにいろいろ要望がございましたらまた柔軟に検討していきたいなというふうに思っております。

○11番（野村勝憲）

長野県の佐久市の話ができましたけれど、もうひとつあるんですわ、実は。2万人の下諏訪町。こちらがですね、4割ほどシャッター通りだったんですね、4割ほど。それがですね、ここの名前は御田町商店街というところですよ。こちらがですね、今全部埋まっちゃってると、店舗がね。ということなんで、私は今商工会にも話しております。これは議員の有志にも話しておるんですけども来年はですね、ぜひ勉強に行ってください。先ほど佐久市の話は実は私ども名刺交換をただけで時間なかったもんですから、今度来ますということ言ってますんで商工会の人たちとも一緒になって我々もですね、外へ行ってですね、いろんな勉強をしてヒントを得て飛騨市バージョンができないかあるいは本町バージョンができないか、あるいは駅前のバージョンができないかそんなことを考えてきますんで、行政の方ももしよろしかったら出かけられたらどうかと思いますがその辺はどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

行政としましてもいろんな事例を研究したいと思いますので、ぜひ行かせていただければというふうに思っております。

○11番（野村勝憲）

それではですね、大きく2点目に進んでまいります。「住んでよし・訪れてよし」の観光まちづくりについてでございます。昨年の12月に古川祭がユネスコ無形文化遺産登

録となり、この10月には台湾の新港郷と友好都市提携が結ばれ、そしていよいよ来年の4月ですけれども神岡町のレールマウンテンバイク「ガッタンゴー」がですね、街中コースに続き、新設される溪谷コースでも走ることができます。これは利用客数が倍増が期待されております。これもひとえにですね、先人はじめ関係者の方々のおかげだと思います。このように地域資源を生かして、さらに誘客促進を図るためにも今まで観光ルートにも含まれていなかった地域の宝物や資源や新しい観光コースを発見して、来訪者にまち中や市内を回遊してもらい、2時間でも3時間でも長く滞在してもらう仕組みづくりが求められておると思います。そして観光まちづくりには戦略的な発想が必要です。そこで飛騨市の自然や文化を生かし、「住んでよし・訪れてよし」の観光まちづくりの実現のために私からは次の4点について質問いたします。

まず1点目、荒城川沿いの堀田森にですね、樹齢約800年の大イチョウがあります。その大イチョウの前からは乗鞍岳と御岳を見ることができます。イチョウはですね、長寿の木と言われております。これをですね、新たな観光スポットに加えて、さらにですね、磨きをかけたらいかがでしょうか。そしてですね、このエリアには林昌寺があるんですね。そして林昌寺から新貴船橋、あそこから乗鞍岳と御岳がもう両方うまくとらえられるんですよ。そういうところがありますんでそういったところもですね、例えば今お寺めぐりというのがですね、非常にひとつのブームになっております。訪日客らにですね、人気なのが「お寺ステイ」です。高山でも実際やってらっしゃいますわ。そういうことが今、現象が起きております。したがって古川町の市街地には5つの寺があるわけですから本光寺、円光寺、真宗寺、誓願寺、林昌寺ですね。ここにありますので、三寺まいりというのはやはりその日だけ一過性のものになっちゃいますんで、できればですね五寺めぐりとして売り出して、PRしたらいかがでしょうか。

それから2点目、古川町壺之町上組ですけれどもここはですね、組数はたしか17軒しかないと思いますけれども、ここの女三番叟からくり人形の復活についてでございます。明治37年の古川大火により屋台そのものは廃台となりましたが女三番叟のからくり人形と猩々緋の大幕は残っているようです。今から166年前の作品です。古川祭のユネスコ登録と新港郷との友好都市提携を記念してですね、このからくり人形が動かせるように復活させて古川祭をさらに盛り上げ、国際交流に役立たせたらいかがでしょうか。

3点目、地域連携によるプラス効果を図っていくということでございますけれども、これからの国内観光を考える上では、観光広域連携が必要だと言われております。DMO、ディスティネーション・マネージメント・オーガニゼーションの略ですけどもDMOの取り組みを進めていく必要があります。現在飛騨市はどこのエリアで、どこの観光地とDMOを検討されているのでしょうか。

そして最後にですね、台湾新港郷と今後どのような国際交流をはかっていくのかについてを質問します。10月の台湾の新港郷との友好都市提携を機にですね、来年度以降住民交流はもちろんですけれども具体的に行政としてですね、どのような国際交流をはか

り、今後のインバウンドに結びつけられるのか。

以上について問います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もういちど反問をさせていただきたいんですが。よろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

反問を許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

すいません。恐縮でございます。DMOのご質問があったのですが、このどこのエリアでどの観光地とDMOを考えているかというお話なんですが、DMOの捉え方が私どもあるいは官公庁で提示されている定義と少し異なっているように思われまして、議員が指しておられるDMOというのはどういうもので、何を根拠にされているのか。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（野村勝憲）

DMOにつきましてはですね、実は石破前の地方創生大臣がこの4月からこの本をだされております。読まれたことありますか、皆さん。この中にDMOをしっかり謳っております。しっかりと。地方創生大臣は、前ですけれども。石破衆議院議員はですね、全国いろんなところを回ってらっしゃいますね。ことしもですね、神岡までおいでいただいたと。その中で、地域連携を積極的にやってくださいと。1泊2日よりも2泊3日の時代をつくらなきゃだめだということで、これに対してはですね、できれば県をまたいでやったらどうですかという話なんです。この中で県内でいくらやってもですね、日帰りされるということなんで、地域間をまたいでそういうことをやりなさいと。ここにはっきりと謳ってますけれど「このように実際横断的な観光の中核となる組織がDMO」ちょっと長いものでね、これ読んでもらえばわかりますけれど。観光庁が進めており、組織をつくる場合には国からの補助金も出ます。ということしっかり謳ってらっしゃるわけですよ。衆議院議員の石破さんが言っているということは、観光庁と当然すり合わせしてやってるということで、私はたしかに観光庁は「1+1=2」だと。私はこれからの時代は「1+1=3」でも「1+1=4」にでもなるという発想がこの中に入っているということですわ。だからその辺をふまえて私は今回私なりのプランを提案しようということにしております。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それではご答弁申し上げたいと思います。私からは2点目から4点目、2、3、4と順番にお答え申し上げます。まず女三番叟からくり人形の復活という件でございます。この三番叟屋台ですが、少し今ご紹介もありましたが現存していない屋台でございます。明治27年にもうすでにその時点で損傷が著しく曳行ができないということで中止しております。明治28年からは休台ということでしたが、明治37年の古川大火のときに消失いたしまして、現存しているのが猩々緋大幕（しょうじょうひだいまく）とからくり人形のみとこういうことでございます。残念ながら関連資料が残されておりませんものから、創建年代が不詳でございます。ただ、このからくり人形の女三番叟というものは、全国的にもたいへん貴重で珍しいものである。製作年代・作者共不明でありますけれども、大変貴重であるものであるという評価を受けております。

三番叟は、屋台自体がありませんから、この重要有形民俗文化財の指定こそ受けておりませんが、この復活については、地元区民また祭り関係者はもとより、市民全体で検討するにふさわしいテーマであるとも私も考えております。古川祭保存会の駒会長代行からもかねてよりその旨を伺っておるところでございます。

からくりの復活ということ申し上げますと、かつて麒麟台組が大正年間に途絶したからくり人形の石橋（しゃつきょう）ですね、これを昭和50年代に復活させたという例がございますし、住民有志により「平成の屋台づくり」ということを実施したこともございますが、多くの市民が古川祭に関わっていただく象徴として、市民が総出で取り組むということで、古川祭の価値を認識し、さらに盛り上げるということにも繋がるという意味で意義のあることと思っております。

また、今年の春に文化庁の小林調査官がおいでになった際にも、この話題を私のほうからしましたら、たいへん調査官も興味を持たれておまして、すばらしいことではないかというようなことをおっしゃっていたところでございます。

ただもちろん、その地元三番叟組の方々がどう考えられるのか、市民の皆様方がどういう受け止めをされるのか、費用はどのくらいかかるのか、あるいはそもそも復活が可能なかどうか、そうした課題は多くありますし、ハードルも高いと思いますが、可能性を模索してみたいと考えておるところでございます。

それから次の今のDMOの件でございます。石破先生の本のご紹介をなさいました。議員から質問に先立ってコピーを担当課の方に置いていかれたということでしたので、私も拝見しましたし、私自身、実は、春に石破先生おいでになったものですから、その前にこの本を読んでおりました。改めて確認をしましたけれども、DMOの部分の記述が少し間違っております。やや曖昧で間違いがあります。それであえてもう一度定義を明確にしておきたいと思っております。

DMOは、今おふれになりましたが、ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションで直訳すると観光地経営法人ということになります。ですがこれは、定義とし

ては観光庁が認定を行う日本版DMOというところで定義がされておまして、石破先生の本もその記述がほとんどを占めております。ですので、この定義の部分だけがやや曖昧で少し誤りがあるということです。ここでの定義は、「地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」とされております。

ちょっとやや長いのですが具体的に言いますと、各種データに基づいて観光戦略を立て、K P I等の設定をして、関係者が実施する事業と戦略をすり合わせる、さらには自ら個別事業を実施することが想定されているということで、観光地域づくりの担い手として期待されているということでございます。

形態が3つありまして、ここが先ほどのところに関係するところなんですが、まず、第一に、基礎自治体である単独市町村の区域を対象とする地域DMO、この形態があります。飛騨市なら飛騨市だけというDMOということです。第二に複数の地方公共団体にまたがる地域を一体とした地域連携DMO、複数の地方公共団体、自治体ですね。ここにまたがる地域を一带とした地域連携DMOこの形態が二番目。三番目が複数都道府県、複数の県がまたがってつくる地方ブロック単位の区域を一体とした対象とする広域連携DMOという3つございます。したがって、DMOイコール広域連携ではないわけでありまして。ここをまずよくおさえていただきたい。

現在、全国で41の日本版DMOが登録されておまして、地域連携DMOとしては、県単位の観光連盟です。あるいは、北海道の釧路地域、埼玉県秩父地域など、県境をまたぐものも含めて複数市町村で一つの観光圏を構成するという地域づくりが対象になっております。

広域連携のDMOは複数県で構成すると先ほど申し上げましたが、例えば、鳥取県と島根県で構成する山陰インバウンド機構、先日私のところにもおいでになりました。あるいは、四国・中国の7県で構成するせとうち観光推進機構が、この例であるということでございます。

ちなみに、飛騨地域におきましては、飛騨・高山観光コンベンション協会と、下呂温泉観光協会が、単一市町村を区域とする地域DMOの認定をすでに受けております。県内では大垣市をはじめとする、西濃を中心とする12市町で構成する大垣観光協会が地域連携DMOの登録候補となっているということでございます。

したがって、議員からは、どの地域とDMOを考えているのかというお尋ねであったわけですが、飛騨地域の観光圏の実情を踏まえますと、DMOという組織の認定からすればですね、飛騨地域全体、つまり高山市、下呂市、白川村と連携した観光推進組織を設置し、それをDMOとしていくというのが現実的な選択肢だと考えます。しかし、現在のところ、高山市、下呂市、白川村からはそうした議論はないわけでございます。

また、飛騨地域以外の地域と連携するDMOについてどうかということなんです

が、観光資源やコンセプトを共有する市町村や団体が連携することがDMOの前提になっておりますので、飛騨市において共通の観光資源、コンセプトを有するところがあるかどうかという、これは、現実には飛び地であってもなかなかないのではないかというのが私どもの認識でございまして、現実には国内でそうした例がないというのもやはりDMOという組織の定義といたしますか機能からくるものであるということとでございます。もちろんDMO、地域DMO、地域連携DMOがお互い連携して一つのテーマによる広域的な観光セールスを行うということは、当然あるわけでございます。ですけれども、だからといってDMOを組織するかということとは別の議論だということでもあります。

では、飛騨市の独自のDMOを作ったらどうなのかという議論は当然出るわけではありますけれども、対象になりますのは飛騨市観光協会のDMO登録ということが現実的な選択肢になります。しかし、まだ飛騨市観光協会独自で事業継続して市の観光施策、観光地経営をリードできるだけの力はまだないのではないかというのが私どもの認識でございまして、まずは人脈の形成、運営ノウハウを身に付けてもらうということに注力をいたしております。

具体的には、マーケティングの勉強、主要旅行エージェントや市内関係者との連携、地域の方々を巻き込んだ体験メニューの造成ということをやっておりますし、古川祭体験プランでは実際に実販売まで既に始めておりまして、旅行エージェントから多くの引き合いをいただくなど、成果も出てきております。こうしたことを蓄積することで、将来DMOが組織できる。そして、地域が儲け続ける仕組みづくりができるのではないかと考えているところでございます。

最後に新港郷との交流につきましてふれておきます。昨日の森議員の答弁とほぼ重複いたしますので、簡単にお答えをいたしたいと思います。

今後の新港郷との交流については、飛騨市、新港郷両地域での相互の取り組みが基礎になるということとございまして、これを継続していくことが重要であると思っております。

来年度は、友好提携1周年ということで新港郷の皆さんを飛騨市に招き、友好交流記念のイベントを開催するという方針です。その中では、両地域の伝統芸能等比較、実演するステージイベントや市中パレード、シンポジウムなども検討したいと考えております。また、新港郷との交流に縁のある市民の皆さんや関心を寄せていただける皆さんを組織化して新港郷との友好組織をつくることや高校生の交流や農業での連携プロジェクト、これも検討してまいりたいと思っております。

それから、議員からはこれをインバウンドにどのようにつなげていくのかというお話もございました。ご存知のように台湾は親日国でございまして、日本との交流については、台湾の地方の町であっても、全国メディアに取り上げられるというそういう傾向がございまして。今回の友好提携の関連行事も台湾を代表する中国時報、自由時報、連合報といったメディアに取り上げられておりまして、台湾全土に報道がされたというふうに承知

をしております。このように飛騨市が台湾に対して非常に親しみのあるまちだ、そうした交流行事をやっているということがメディアに取り上げられていくことが結果、台湾の中での知名度を上げて旅行の目的地として選ばれることにつながっていくと思っております。

他方で、台湾の団体旅行市場ですが、たいへん獲得競争が激化しておりまして、これは非常に私どもも今一生懸命頑張らせていただいております。現在連携している旅行エージェント担当者との信頼関係を築くなどしまして、地道な営業活動も並行して続けていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、1番目の来訪者による回遊してもらう仕組みづくり、大イチョウの観光スポット化と五寺めぐりという提案についてお答えさせていただきます。

観光スポットは、観光客が興味をもって訪れているものが発展して作り上げられていくものであり、様々な埋もれている素材が味付け次第で観光客を引き付ける魅力を有することになると考えております。

市としても、埋もれている資源を掘り起こしているところでございますが、寺めぐりについては、旅館組合を中心に三寺巡礼ということで回遊してもらう取組みもなされているところで、重要なポイントであろうと考えておりますし、大イチョウからの風景も新たな魅力になりうるご提案かと思います。

新年度以降、観光まち歩きマップのリニューアルを考えておりますので、ご提案いただきました資源につきましては、まずマップに掲載させていただき、飛騨市に訪れる多くの観光客に紹介していきたいと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○11番（野村勝憲）

ありがとうございました。まず今のですね、お寺巡りも含めてのことなんですけども今回私はですね、古川町を中心にして質問させていただいておりますけれども神岡にもですね、議長のお膝元の吉田の常蓮寺やらですね、流葉の近くには大国寺、小萱にはですね、国の重要文化財となっている薬師堂があります。これらもですね、ぜひ観光としてですね、新しい光をあてていただいでですね、それで再来年にはですね、宙ドームもオープンするわけですから江馬氏館とともにですね、売り出していくというような工夫もなされたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

神岡にもいろいろなお寺等観光資源たくさんございますので、そういうものをむすびつけたルート等も提案しながら今後検討していきたいというふうに思います。

○11番（野村勝憲）

私いま今回DMOについては、相当力を入れて、実はいろんな自治体を歩いてきました。この3月に金沢市へ観光課へおじゃましてですね、これからのどういう観光戦略をとっていかれるんですかということをお聞きしたところですね、やはり最も重点的にやりたいのは、金沢から富山の南砺市ですね、ここには五箇山があります。それから白川村、高山、松本と。これは前にも私一般質問の中でも言った3つ星街道なんですね。これに力点を置いていくということをはっきり申されました。それを聞いて私はですね、いわゆる本も読んでこれは私どももですね、例えば長野県でひとつ、あるいは富山県でひとつ、そして愛知県でひとつということで、キーワードは私はですね、先ほどお寺のと言いました。お寺、お城、そういう文化遺産をもっているところ。そしてまちなみ。そして祭り。この3つをですね、キーワードにしてですね、それで連携したらどうかということなんです。具体的に申しますと、まず長野県では38万都市ですけども長野市、ここは国宝のですね善光寺がありますね。御開帳のときは700万人超えるんですね。長野市さんは観光交流プランということで1,200万人、これはずっと目標に掲げてやってらっしゃいます。年間ですね。ここはですね、当然お寺もありますけれど門前町があります。それとね、屋台があるんですね。ユネスコには登録されませんでしたけれど15台持ってらっしゃいます。なぜ長野を言うかということと関東からのお客さんをまず長野に来てもらおうと。それから次は富山。これはもう私何回もですね、一般質問でやってます「祭り街道作りましょう、ケネディ大使を迎えて歩いてもらいましょう」と言った高岡市ですわ。ここは国宝のお寺がありますね。瑞龍寺ですかね。それからユネスコに登録された御車山祭りががあります。さらに古川と同じような千鳥格子の門前町があります。これが金屋町というところですね。ここがあります。ですからこのまちなみ風情と祭りとそれからお寺というものが結びつく。それから私も先ほど言った私どもここはありませんけれども、5つのお寺とそれからまちなみとそれからユネスコと。そのもうひとつは愛知県ですよ。私はなぜ愛知県のからくり今回これに來られたのは全部犬山市に絡んだ方なんですね。元市長の石田さんはじめ、溝口さんこの方至学館大学の客員研究員もやってらっしゃいます。それから玉屋庄兵衛さんご存じのように犬山市で展示会場で実演されとります。そういった人たちをやっぱ縁がありますので、なんとかこの私ども飛騨市ととりあえず第一段階で連携がとれないかということを考えておりまして。実は私なりに配線してあります。長野市の加藤市長、この方はですね、実は商工会議所の会頭をされて、いまはこの前の選挙で二期目に入られました。この方にですね、私の人脈で話はそれとなく伝わっております。一番キーになるのは私は長野市だと思います。そういうことで、私はですね、先ほどいいましたように「1+1=2」じゃなくて「1+1=3」になるようなことを考えていかないと。私

どももですね、今は「君の名は。」のブームで多少なりともいい影響は出ておりますけれども、そういったことでまず第一段階として4つが連携して、次の段階ではですね、三重県でひとつあるいは静岡県でひとつということで関東からのお客さんがずーっと長野来て富山来て飛騨来て、そして犬山寄って、そして場合によったら三重県のひとつ寄って静岡のひとつ寄って帰っていかれるというようなですね、そういうことをやっていかないとこれからの時代は単体ではできないと思います。そういうことで私はなんとかとりあえず4つを結びつけられないかということで思っていますがその辺はいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

議員からはこれまでも一般質問で同様の質問をずっといただいております、そのたびに申し上げているわけでありまして、いろんなご提案がありますし議員ご自身もいろんなつながりをつくっていらっしゃることは本当に敬意を表するものでございますけれども、具体的に実際の取り組みにしていこうと思いますとなんとなくこう伝わっているわけにはいかないものですから、やっぱりちゃんと行政なり組織間で話をし、予算をとって事業化をしていくというステップがないとある特定の人々のつながりだけでは、しっかりとした取り組みまでにはつながらない。こういう思いでございます。

高岡市のおふれになりましたけれども今まさしく高岡市、この祭りを通じてですね、連携の取り組みを始めているところでありますし、こうした蓄積があつてまた次にいける。こういうことだろうと思います。それから愛知県の犬山、まちを通じた愛知県との連携というのも大事だということもこれまでも私も申し上げてまいってきたわけでありまして、やはりこれもなにかしらの具体的な取り組みをどういうふうにステップをふんでいけるのか。そのときに飛騨市だけじゃなくて高山市とか大垣市をどういうふうに巻き込んでいけるのかということがあつて初めて実現してくるものだと思っております。そうした下地づくりのための人間関係を築くというところからスタートしております。あとおふれになりませんでしたけれど、例えばアニメであります私なりにロケツーリズムという取り組みの中で千葉県のいすみ市ですとか神奈川県綾瀬市ですとかそうしたところのみなさんとの付き合いということをはじめてアニメ、ロケ地ということテーマの連携ということについても取り組んでおりますし、それから岐阜県内で岐阜アニメ聖地連合という組織をつくったのもご承知のとおりです。あるいは、三重県の伊賀市、伊賀組紐の体験を市内でやっていただいておりますけれどもこうした具体的な取り組みですね、ここにどうつなげられるかが本当の広域連携につながっていくということでもありますからそこにたどる道すじを着実に進めていくことが具体的な成果につながるのではないかと考えておるところでございます。

○11番（野村勝憲）

どちらにしてもですね、やはりきっかけをつくるというのは人脈なんですよ。行政が

正面からいってはなかなか難しい部分もあります。しかし別のルートから攻めると。加藤市長には去年もお会いしております。長野のですね。なんてったって40万人近いところですからなかなかそう簡単にはいかないと思いますけど私はねばり強くですね、これは追求してなんとか私なりに道すじだけはつけていきたいなと思っています。

それではですね、2点目の女三番叟からくりと4点目の台湾との国際交流についてのこれは関連がありますので一緒にちょっと再質問いたします。実は10月に飛騨市の国際交流大使になられた陳錦煌さんより、ここにあるんですけれども最近このように2通の手紙をいただきました。この中で議会でもですね、「台湾との国際交流について質問してください」と書かれてあります。そこでですね私は先ほどですね、前向きな、女三番叟からくり人形を動くようにというような形で前向きな返事がありました。私はこの夏までにね、できれば完成させていただいて秋の国際交流イベントの目玉のひとつとしてマスコミに働きかけたらいかがでしょうか。この点をまず伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

夏までは困難だと思います。これはそう簡単にできる話ではありません。技術的なこと、予算的なことではなくてコンセンサスのいることです。そこが一番難しいところです。ですから単に動かすということだけであればほんとに数カ月でできると思いますがそれでも全く意味がないと思っておりますので、夏までにということは困難であると考えております。

○11番（野村勝憲）

ところでですね、この皆さんの中で内閣官房の東京オリンピック・パラリンピック競技のですね、大会推進本部事務局が祭りなど文化イベントに対して公募をして予算をつけているということをご存じの方いらっしゃいますか。

◎議長（葛谷寛徳）

問いですか。

○11番（野村勝憲）

問いです。副市長いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（小倉孝文）

私は知っておりません。

○11番（野村勝憲）

実はですね、犬山市のチラシです。「からくり町巡り」という。これはですね、この10月に28日、29日2日間やられたものなんですけどもこの事業費は約500万円ちょいかかっております。実はですね、ことし公募の窓口になったのはジェトロさんなんですね。

そこにオリパラ基本方針推進調査の実施に係る試行プロジェクトの公募ということで、一件あたり1,000万を上限にして30口申し込みができるということでことはですね、5月で終わったんですけども1期、2期で200件の応募がありました。岐阜県はひとつも応募されていません。そうした中で全国で21件が採用されたということで、来年はジェトロさんがやられるかどうかはわかりません。内閣の要するに内閣官房では今度予算化します。たぶんオリンピックありますんで、予算化されると思います。受け皿をこんどは募集するんですね、公募するんですね。民間も含めてジェトロさんのような機関も含めて。こういったものがありますんで、ぜひ私はですね、先ほどのからくり执着するのはですね、たしかにプロセスもです。玉屋庄兵衛さんには私なりに情報を聞いておりますわ。そういうことで、そういったこともあるんでこれはストーリーがないといかんですよ、そのかわりね。やはり今度台湾の新港郷とやるそういったこともふまえてですね、ぜひ挑戦されたいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたがお金の問題ではないんです。いろんな国の助成金、補助金、飛騨市でもまだまだ調査の力が弱いところがあって今一生懸命そういうものを徹底するよというのをやっておりますけどもこのからくりについて申し上げるとどっかで金がつけばいいという話ではないんです。いくら休台になっている屋台とはいってもこれは魂の象徴ですから観光誘客のためにとりあえず動かして直せばいいということでは私はないと思っております。私自身も古川町の屋台組の一員であり、屋台とともに育ってきた人間としてそれはたいへん地元の方にとってもそれをここで私が答えることが失礼ではないかというふうに思いますから、きちんとしたコンセンサスをとって、市の意図が何なのか。どういうふうに文化を大事にしようとしているのか、そして何といっても町内の魂をどういうふうに大事にしようとしているのかということを行ったうえで進めていくことであるので、私はこの点については慎重にやるべきものと。しかし前向きにやるべきですが、慎重にやるべきものと考えているということでございます。

○11番（野村勝憲）

11月19日にからくり人形をやりました。たいへんですね、好評でした。今回見に来られなかった人たちからも声がかかっておりまして、ぜひ来年もやってほしいという声があるんですね。ですからたまたま玉屋庄兵衛さんは翌日は石川県金沢市の方へ行かなきゃいかんということで。超多忙です。テレビも出てらっしゃいます。海外も出てらっしゃいます。私はですね、また来年これから議会が終わったらなんとか実現に向けていきたい。からくり人形についてはですね、町の保存会の方々も台組の人にもそれとなく話しております。ということで関心があります。関心が。たしかに精神的なものだし、それはそれとしてしっかりとですね、私はこれからですね、ひとつのからくり人形を復活させてそ

して古川祭にさらに大きなエネルギーになるようお願いをしたいということで、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で11番、野村勝憲君の一般質問を終わります。

続きまして13番、高原邦子君。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

議長より発言のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。私は飛騨市環境基本計画からのごみのポイ捨て・不法投棄の対策について伺いたいと思います。

飛騨市第二次環境基本計画の素案が提案されました。統計等にもとづいて分析・表示されそれぞれの項目がわかりやすくまとめ上げられているなど感じました。その中から不法投棄についてお伺いいたします。

1番目、ごみのポイ捨て・不法投棄の現状と過去からの傾向とその対策はどのようなものであったのか。2番目、市は巡回パトロールの継続や看板設置により啓発を行っているとされていますが、ポイ捨てや不法投棄のこの発見はですね、通報なのか、パトロール等どのような形でまた割合でなされてきているものなのか伺います。3番目、不法投棄物の内容はどのようなものでしたか。産廃に属するようなものはなかったのか。また場所はどこのようなところでしたかということを伺います。4番目、その分析からわかったことは何であったのか。5番目、いままで不法投棄等にかかった処理費用はどれくらいなのでしょう。6番目、監視カメラの設置で監視体制の強化をしていくと示しておられますがどれくらいの範囲・箇所を考えているのでしょうか。それで効果は十分だとお考えなのかどうか伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 大坪達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

ただいま質問のございましたごみのポイ捨て・不法投棄について。まず現状と過去からの傾向と対策がどのようなものであったかについてお答えいたします。

最初にポイ捨てと不法投棄の説明ですが、ポイ捨ては不法投棄の一形態であります。行為を禁止する根拠となりますものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第十六条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」であります。

まず市の状況としまして、道路沿いのごみにつきましては、飛騨市シルバー人材センターに委託し、監視及び回収をお願いしております。山林等に投棄される大型の投棄物については、市民やシルバー人材センターからの通報を受け市の職員が現場に行き対応しております。

飛騨市の不法投棄の現状につきましては、全体では平成27年度2,496キログラム、

平成28年度3,457キログラム、平成29年度につきましては年度途中でありますが、2,554キログラムとなっており増加傾向にあります。さらに細かく見ますと、可燃物は対平成27年度で1.54倍の増加、缶は0.92倍、ビンは0.96倍、ペットボトルは0.63倍で減少傾向にあります。

対策としましては、先ほども少しふれましたが、ごみの不法投棄の監視パトロールを飛騨市シルバー人材センターに委託しており、契約期間は4月から12月まで、延べ135日前後で実施しております。

また、不法投棄が常態化している場所におきましては、注意喚起の看板を市で設置しております。

続きましてポイ捨てや不法投棄発見は通報・パトロールなどどのような形で、また割合でなされてきたのかであります平成27年度から平成29年度までの実績であります、合計件数で21件、パトロールによるものが9件、通報によるものが12件ということで、割合にしますと4対6となっております。

次に不法投棄の内容はどのようなものであったか。産廃に属するようなものはなかったか。場所はどのようなところかであります、不法投棄の内容につきましては、缶、ビン、ペットボトル、テレビ、冷蔵庫、エアコン、タイヤ等多岐にわたっております。

産業廃棄物に属すると思われる投棄物については、最初に市が現地確認を行い、指導権限のある岐阜県に連絡し、県と合同で調査を行う工程であります。ここ近年に、産業廃棄物として処理した実績はありません。

投棄されている場所についてであります、県道谷高山線の古川町高野地内、県道長倉神岡線の神岡町東雲地内、林道森安臼坂線の宮川町森安地内などがあります。

次に不法投棄の分析からわかったことは何であったか。投棄されやすい場所は、道路から近く、民家が無い人目に付きにくい所が狙われるということ、ごみの内容物から同じ人物が繰返し投棄していると推測される場所があることなどがあります。また、警察に相談し捜査する場合がありますが、廃棄した人物の特定に至らず市で処分することが多いため、特定できる対策が必要であると考えております。

次に不法投棄等の処理費用はどれくらいかかっているのかであります4町のデータがあります平成27年度から平成29年11月現在までの実績であります、可燃物につきましては43,127円、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の4品目につきましては5万4,750円、タイヤは5万7,996円 合計で15万5,873円となっております。また、これらにつきましては、職員による作業でありますので人件費等は含んでおりません。

次に監視カメラの設置はどれくらいの範囲、箇所を考えているのか。それで効果は十分といえるものなのかについてであります、飛騨市第二次環境基本計画の中、不法投棄防止対策として監視カメラ設置による監視強化を記載しております。来年度カメラを設置する計画であります。廃棄物処理法第十六条の違反行為につきましては、五年以下の懲役

又は一千万円以下の罰金が科せられます。また、同法の禁止の対象か否かとは関係なく、廃棄物処理法の法目的に照らして必要な場合は、法令の規程に基づき改善命令等の行政処分が可能です。現在も、警察との連携体制は取っており、監視カメラにより投棄者の特定が進めば、行政処分等行うことができ、不法投棄の防止の効果はあると考えております。

また、監視カメラの設置範囲、箇所についてであります。不法投棄が繰り返されている場所、2カ所を想定しています。その場所で2方向から撮影を行い、投棄行為と行為者の車のナンバーが記録できるようなカメラを設置する計画であります。設置箇所に関しては、あえて公表しない。一方、不法投棄防止の監視カメラを設置するという施策を行うことを周知いたしまして、不法投棄の抑止効果を期待すること、仮に投棄された場合でも行為者に特定につなげることができると考えております。

〔環境水道部長 大坪達也 着席〕

○13番（高原邦子）

ありがとうございました。毎年増えていくということなんですが。それで今の説明ではシルバーにまかせているパトロールよりも通報ですね、通報で発見しているほうが多かったようですけれど、個人の山とかそういったところではほかられていないんですか。個人のほうから市のほうに「自分の山にごみが捨てられとるんやけど」というようなそういった通報はきていませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

道路上、市の土地、個人にかかわらずいろんなところでの投棄について通報があり、その中には個人の土地の通報もあります。

○13番（高原邦子）

個人の土地のものはですね、市が処理するということはしませんよね。その辺はいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

ご指摘のとおりなかなか市民の方には理解されづらいんですけども、その土地の所有者にその処分責任があります。ただその土地の方にしてみれば勝手に捨てていかれたのにどうしてということがありますので、そこらへんのところは向かった職員が説明しております。

○13番（高原邦子）

本当に困っている。そういうことを知っていて自分の土地にほかられたりしていい迷惑をしている方は多々いるんですね。ですからこの市が処理したのが15万円。本当にこ

れは市が面倒をみたぶんなんですが不法投棄で困っているのはこれだけじゃないんですよ。特定にいたるものですから皆さんあまり言わないようにしていますし、私自身もですね、経験がありまして一番困るのがタイヤなんですね。ところがなかなかそこへ見に行けてないと。どうすることもできないという本当に悔しい思いをしている人が結構いると思っています。そのままで結局は電化製品、お金がかかりますよね。洗濯機にしろ。だからそのままにしておかなくてはいけない。そうすると自然が本当にみともなくなるし、破壊されていくと。せつかく環境の計画を練ってらっしゃるんですけど、実際そうやって困る方がいるということも頭におきながらこの不法投棄は徹底してやっていかなきゃいかんと私は思ってるんです。それで監視カメラなんですけど今2カ所とおっしゃいましたけれど、2カ所で大丈夫なのかというところがあるんですね。前回澤議員だったと思うんですがそこで総務部長は答えていらっしゃったところがありまして、それは駐車場等の防犯カメラ設置のことだったんですね。皆さんまちなかだけが防犯カメラつけばいいというもんじゃない、私はむしろ田舎というか先に言いましたよね、人家のいないようなそういったところ。道路沿いで捨てられていると。むしろしっかりとそういったところも防犯カメラ的にね、監視カメラということなんですけれど、つけるべきじゃないかと思うんですけれど。今2カ所とおっしゃいました。それは環境のほうの管轄では2カ所ということなんです。ここは総務部長、どうでしょうか。いま市ではどれだけ防犯カメラ等々そういったものが、民間もそうですけれど設置されているのか、総務部は把握されていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

はじめに市で設置しているものはありません。それから民間等で設置しているもの、ある程度自分回ってあるなということは承知しておりますけれども具体的に市内どれだけの防犯カメラがあるかということについては飛騨署のほうでは把握し、それについては危機管理課長は承知しております。

○13番（高原邦子）

市がね、設置するということと飛騨市が監視社会の目指すのかとか言われたりすると行政はそういった問題があるというようなそのようなことも前回答弁されていたと思うんですね。しかしですね、それならば私は民間の、あのとき総務部長は民間施設という言葉で答弁されているんですけど施設ではなく民間個人でもそういった防犯的な設置をですね、市が助成したりとかいろいろすることはいいんじゃないかなと思うんですよ。実は神岡町でひき逃げ事件がありました。振興事務所のそばなんですけれど。あそこにもしもカメラ等があったら第一発見者の方はあまり苦勞されなくても済んだのに本当にたいへんな調べというか、第一発見者の方も本当に捜査にいろいろ協力はされたんですけど困ってます。振興事務所のあのところでさえ、防犯カメラとかそういうのも設置してないの

が飛騨市の現状なんですね。ですから私は今回ですね、ぜひ道路いろいろ所管あると思うんですけど、そういったところにはですね、市は監視カメラという言葉が悪いですけどカメラをどんどん次年度にむけて設置していくべきだと思うんですがその辺の考えはいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

先ほどありましたように澤議員のご質問もふまえて新年度予算にむけて検討しておりますのは、駐車場と市で設置するものとあわせて民間の住宅や施設、団体ですね、等に対する設置補助の両面で検討しております。そもそも防犯カメラの設置についての背景ですけども、警察のほうの窃盗が多い、自転車。ああいったものを抑止するために見られている環境を整えるということが発端でこういった補助を市が設置しようという考えに至っております。今後この環境問題もふまえて検討していく問題かなというふうに考えております。

○13番（高原邦子）

それではちょっと確認とらせていただきたいのですが、前回は民間施設という言葉でしたけど個人の家でも設置する場合ですね、ちょっとは補助も考えていくという発言ととらえてよろしいですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

市としてはそういうふうに考えております。

○13番（高原邦子）

ありがとうございます。それで環境のほうにも大坪部長にも。両面2カ所ということなんですけど、場所は特定されるといけませんからなんですけども、やはりその近所といっちはおかしいんですけどそういったところの方々にも協力願って、その道路沿いじゃなくても私自身経験なんですけど不法投棄ってのはされるんですね。ですからぜひ困ってみえると思うんでそういった防犯カメラとかそういったものをもし総務がですね、いい案出してくださった場合はその辺の方々にちょっと声をかけていただいて防犯カメラ等々もつけていただくようなそういった協力、その近所の皆さんの協力というものを考えていくってことはありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

現在考えているのは道路近辺のことを考えておりますが、個人の土地のところでも繰り返されるようで悪質なところ、またその所有者が困ってみえる方、そういうところはや

はり検討していく必要があると考えております。

○13番（高原邦子）

空家対策のところでもありましたけど今山林等々ですね、誰が所有者なのか、相続がされていなくていろいろなところ今テレビでもやってますけれど。山もなかなか年にいちども入っていないような所有者がですね、そんなところもあるわけなんですけれど。結構そういったところですね、不法投棄等もみられるし。それから環境的に破壊されるようなことも起こってくるので、このシルバーのパトロールなんですけど130何日だったかな、してもらっているんですけど、どのようなところを回してみえとるのか、やはり市全体を見回ってほしいなと思うんですよ。誰も行かなさそうなそういったところもみてもらうとか。このパトロールの行程というかはどんなところを回っているんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

パトロールで回るところは基本的に市内全域でありまして、その中でいままでの実績でやはり投棄されているところがある程度データとして集まっております。そこは頻度を高くし、あとは巡回するようなかたちで現在行っております。

○13番（高原邦子）

たまにはですね、違うルートも通ってもらってですね、しっかりとやっていただきたいなと思います。それで対策としては監視カメラの設置とパトロールですね。もうひとつはやはり不法投棄はいけませんよということを小さいころから教えていかないとというのがあります。昔と違うのが私もちょっとお年寄りといさかいを起こしたことがあって、側溝に何でも捨ててみえる方がいて、「そこに捨てちゃだめなんです」となって言ったらものすごく怒られて「何をいっとるんや」と言って。本当に。男の方でしたけれど。「こうやっとるんだ」と。やはり昔はそうだったんだけどなんてこともなかなかわかってもらえなくて。ゴミ袋は高いとかいろんなことを言われまして。「いいや、俺ぐらいやったって」いうようなことを言われたんですね。ですから学校の小中学校、やっぱり小さいころからのそういった教育も必要だと思うんで。山本教育長、そういったところを環境部とコラボレーションして何とかそういった教育を深めていくというのは、そういった授業をもっといただくというのはできないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

議員おっしゃるとおりです。「道徳は目から入る」ということがよく言われるわけですが、道徳教育の中でもこれらについては、心の教育としてしっかりと重点的に指導にのせていかなければいけないというふうに思っています。それから目から入るということを申し上げましたけども、よく中村議員が神原峠ですね、古川寄りを拾って歩いており

ます。そういう大人がどういう姿を子供にみせるかということは非常に重要なことですので、そんなこともひとつ内容としまして心の教育に努めていきたいということを思っております。なお連携ということも大事ですので、学校と関係部署との連携ということも進めていきます。

○13番（高原邦子）

よろしくお願いいたします。それでは次の質問に移らせていただきます。

公布された民法改正法について施行日までに適用するためにどのような工程をとるかということで質問させていただきます。2017年6月2日に民法のうち、いわゆる債権法の部分を改正する「民法の一部を改正する法律」が公布され、公布の日から3年以内に施行されることになりました。施行日は政令で定めることになっていまして、2020年1月1日または2020年4月1日が施行日として有力視されております。そのことを踏まえて飛騨市のお考えを伺います。

1番目、民間企業では施行準備を行い円滑な施行を迎えるため動き出していますが、飛騨市はどのようにこの民法の改正をとらえ適用するために動き出しているのでしょうか。または動いていないのでしょうか。

2番目、法律は特別法が優先されるんですけども今回はそうではなくて、そういった特別法が優先されるばかりでなく、改正民法が優先されるものがありました。例えば上水道の時効はいままでは2年だったものが5年になると。今回ですね、短期消滅時効がなくなりまして、普通は10年なんですね、地方公共団体等々そういったものは5年とされているんですけど、民法には1年で時効をむかえるもの、2年で時効をむかえるもの、3年で時効をむかえるものとあります。今回10年の時効だったのが5年になります。なんら変わらないかなという気もするんですけども。要は上水道の時効が2年ののが5年になるとか。そしてもうひとつですね、調べておりました。そしたら公立病院、市民病院の診療費もいままでは時効は3年だったんですがこれも5年になるということなんですね。ですからそういったことで影響はあるのかないのかということも伺いたいと思います。

3番目、連帯保証人を必要としている連帯保証契約は飛騨市ではどれくらいあるのでしょうか。契約の際にはですね、保証額の極限、上限ですね、を明記しなければならないようになりますけど、これからはどのようにしていくのかを伺います。

4番目なんですが本当に私自身ちょっとまだまだみていてわからないところがいっぱい、なおかつ行政の場合いろんなところでいろんな法律で動いていると思うんですが、わかりません。はっきり言いまして。それで思ったんですけど、自治体の実務としては今回契約の管理と、さっき言いました消滅時効等々時効の管理というか、そのところをしっかりと見直すべきじゃないかというふうに今回思いました。その中で例えば施行日までに改善できるところがあれば、変えていってもいいのではないかと思うんです。教育委員会の管轄の奨学金なんかはいまどのようなになっているかはわかりませんが、たしか連帯保証人ですよ。あれもですね、今まではただ連帯保証判つかされるだけなんです

それがこの２年後ですか、２０２０年からはだめなんですね。やはり上限決めてやらなければいけない。無保証とか担保の問題等々が改正される。ですからそういったところを来年度からの奨学金の契約のときもそういったこともふまえてやっていったらどうかというふうに思ってるんですけど、その点はどのように考えているのか伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは順次お答えをさせていただきます。今回の民法改正でございますけれども、民法制定以来１２０年ぶりの初めての大改正であり、判例法理の規定化と新ルールの導入の両面が行われました。特に債権を中心に、消滅時効、法定利率、保証、約款、意思能力、将来債権の譲渡、賃貸借契約にかんするものが対象となり、民法ほか２２０以上の法律があわせて改正されたものでございます。

この改正に伴う自治体への影響ですが、対象となるのはいわゆる私法上の債権で、主なものとしては、水道料金、学校給食費、市民病院の診察料、市営住宅の家賃、奨学金などが挙げられます。

当然、全ての地方自治体が同様に影響を受けるわけですが、現在のところ、国県等から地方自治体に対する留意事項等について通知等は行なわれておらず、国への問い合わせを行っておりますが、個々具体的な影響については把握されていないようです。このため、今後独自に勉強し検討していくことになろうと考えております。

２点目の時効などの影響についてでございますが、新法の施行日は今年６月２日の公布の日から３年以内とされており、それ以降の私法上の債権が適用を受けることになりますが、明らかに関係があるものとしては、ご質問でもふれられました時効があげられます。時効に関しましては、「権利を行使することができることを知った時から５年間」又は「行使することができる時から１０年間」に統一され、市の扱う債権は、期間が変更となるものがあります。

例えば、水道料金は時効が２年から５年になる一方、貸付金のように１０年から５年になるものもあります。期間が長くなるものは、債務者にとっての支払い機会の増大、市にとっては債権回収の機会の増大となり、期間が短くなるものはその反対となります。

ただ、債権の回収という点で見ますと、従来から行っている督促状の送付や、一部納付・分納誓約による債務の承認、預金等の差し押さえなどを行うことで、改正法でいうところの「時効の更新」、これらは現行民法での「時効の中断」をすることができ、時効期間を振り出しに戻すことができますので、実質的な影響は少ないものと考えております。

また、改正民法では、権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合に、原則１年間時効が完成しないという規定が設けられますので、滞納がある場合に合意書面を

作成することで、時効成立を防ぐことができることから、こうしたことも有効に活用していく必要があると考えております。

さらに、不適合担保責任、従来の瑕疵担保責任の見直しが行われ、委託業務に欠陥があった場合に、取替え、修理を行うことを可能とする追完請求権の規定が設けられたほか、代金の減額を求めることができる代金減額請求権も明示されました。実務のうえでもそれに合わせた対応が必要になると考えられます。

ここでは、改正前の民法では瑕疵の修補や損害賠償の請求は、契約の引渡し時から1年以内とされてきましたが、改正民法では、「不適合を知った時」から1年以内と改正されたことから、施設の建設やソフト業務に関しては従来よりも時間的な余裕が得られるようになっており、大きな意義があると考えられます。

3点目の連帯保証人を必要とする契約についてでございますが、現在、市の条例規則等で定めているものとしましては、公営住宅に関するものが4件、育英資金貸付が1件、医師・看護師に関する資金貸付が3件、就農者への資金貸付が1件、勤労者関係の資金貸付が2件、中小企業資金貸付が1件、小口融資が1件、災害弔慰金関係が1件、契約関係が1件、水洗便所等改造資金融資1件の合計16件あります。

これらの法施行後の新規契約につきましては、議員ご質問のように、改正により連帯保証人を必要とする契約に際しては極度額、保障の上限額ですけども、が定めが必要になりますが、このうち、継続的な債務が発生するものとしましては、公営住宅の賃料が想定されます。これは新たな制度であることから、国県等からの指針の提示の有無なども見ながら、例えば、明け渡しまでに必要な期間分は補償してもらうなど、具体的な対応について法施行までに検討してまいりたいと考えております。

4点目、自治体の実務として契約の管理と時効の管理を見直す考えはについてでございます。現在、市では契約や時効等の管理に関しましては、基本的にそれぞれの部署で管理、執行しております。法改正により、債権の時効、連帯保証契約事務、法定利率の見直しにかんし様々な点で、例規や事務手続きの変更が必要となりますが、まずは、改正民法の概要と地方自治体への影響について情報収集に努めると同時に、改めて、市の有する私法上の債権とされるものについての分類・点検を行い、該当する分野を特定のうえ、改正民法の適用を受ける内容について検討を行い、施行日から適切に対応していけるよう準備を進めていきたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

12時を過ぎますがこのまま続けます。

○13番（高原邦子）

ありがとうございました。今回ですね、総務部長もふれてくださいましたけれども私たちが勉強したところは時効の中断と言ったものが時効の更新、何だろないなと思いましたがもうひとつ時効の停止のことを時効の完成猶予なんて言葉になりました。しかしこの時効

の完成猶予というのは先ほど説明されたようにちょっと今までのテイストとは違うんですね。いまのところ答弁していただいたのはさらにと勉強されたなということで、私が気にかかっているのは結構多岐にわたっていることなんですよ。それで皆さんいつも総務省からとか法務省からとかいろんな上級官庁からくるのを待ってて動き出すところがあるんですけどやはりさっきもおっしゃってましたけど、下準備というか勉強をしといて向かわれたら、本当にスムーズになるのではないかなと思いました。それでですね、公営住宅のことを言われました。それなんですけど前は家賃の3カ月分とかっていうのを敷金とかしてもらっていたんじゃないかと思うんですが今はそうじゃなく保証金というかたちになっているんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

名称は忘れましたが敷金はいただいてあずかっておるはずですよ。最終的にそれで退去されたときに物やなんかを直せたぶん等確認できればお返しするという形で残っております。

○13番（高原邦子）

それがこれからは敷金というかたちがとれるのかとれないかということなんですよ。とれるとは思いますが、じゃあその額がそれでいいのかということか。いろいろあるんでまたちょっと勉強してみてください。それとですね、私がいろいろいろんなところから引っ張りだしては見ていたんですけど、そうしますと消滅時効がですね、お役所にとっては有利になったと考えてよろしいですか、部長。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

5年に統一されたということです。それから消滅時効のほうを考えてみてもこれまでの手続きをふまえますと実質的にはあまり変わらないのかなというふうに考えておりますが。瑕疵担保、あの部分については知ったときからというような改正、そこについては有利というふうに、消費者保護といいますか発注者にとっては有利というふうに考えております。

○13番（高原邦子）

今回ですね、本当120年ぶりというようなことがありまして皆さん関係の、東京のほうなんですけど皆さん、動いています。そこで私が調べたのは請負、売主に対しての責任のところと追及とあと契約解除もおっしゃいましたよね、あと危険負担。賃貸人、賃借人の義務とかそういったところもでてまいります。法定利率も変わってくるということ言いました。意思表示の効力発生の時期ですね、あと免責的債務の引き受けのところとかいろいろ出てきます。ぜひまた伺いにいきますので、これはどうなりましたと伺いますので、

また教えていただきたいと思います。１２時になりますので、今回はこれで一般質問を終わらせていただきます。失礼いたします。

〔１３番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで１３番、高原邦子君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで休憩といたします。再開を午後１時といたします。

（ 休憩 午前１１時５０分 再開 午後１時００分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。１０番、洞口和彦君。

〔１０番 洞口和彦 登壇〕

○１０番（洞口和彦）

午前中かなり長くなるのかなと思っておりましたが、高原議員の配慮によりましておかげさまで今晚９時半から登壇できているということであります。議長にお許しをいただきました。ささやかにですね、質問を始めていきたいと思います。実は先日の１５日でもございましたが袖川地域において最後となります袖川会館におきましてですね、市長においでいただきまして市政報告会を開催した折にはですね、たいへんお忙しい中市長はじめ各部長さんにもですね、参加をいただきまして地域間の問題についてわかりやすく説明をいただきました。まことにありがとうございます。おかげさまでですね、住民ともども有意義な報告会となりました。またその折にですね、いつも恒例になってるんですがいろいろな区として質問をだしておりますがその席でですね、回答をいただく。地域の問題は回答いただきましたが全体の問題をそこで回答いただきながら参加者の皆さんに市はこのような努力をしてですね、誠心誠意皆さんの要望にこたえているんだ。そんな風刺もございまして、一件ですね、袖川地区は６月７日ですか、出させていただきました。項目的には７５項目でございますし、それにいろんな現物支給の要望やですね、その報告を出したあとの要望、それから被害等々もだしておりますので、かなりの要望になるというふうに思っています。ところがそれひとつひとつをですね、すべてご検討いただき、項目別に回答いただきました。じっくりと私も回答書を読ませてかなり１１月、１５日ほど

ひまがございましたので、じっくりと回答書をみましたところですね、かなり誠心的に少ない予算の中でやりくりというのはわかるんですけども、やはり若干マンネリしつつあって、継続問題がなかなか消えていかない状態というのがありましてですね。やはりもう少し予算的な配慮があれば満足できる回答をいただけるのではないかとそんな立場でですね、質問をしたいというように思います。

まず最初の質問でございますけども、来年度に向けてですね、地域振興費の増額についてお願いしたいと思います。さて来年度予算編成に向けてですね、連日、要望陳情の取りまとめや施策の検討等本当にご苦労様でございます。平成30年、来年まではですね、合併特例債の残額が使用も認められておりますし、また飛騨市については大きく財政を左右するですね、地方交付税も合併10年目の平成25年にはですね、86億円でしたがその10年経過後もですね、82億円、81億円、78億円の交付がありですね、減額予定が政府の経済対策にもありますけれども、ある程度の額が交付されてきました。来年度、も確定はございませんが、財政的には若干余裕があるんじゃないかとこれ私の展望でございますけどございます。

しかし、地域振興費はですね、ここずっと1億円、1億円というかなりの額でございますし、覚えやすい数字ではございますけれどもずっと増額はございません。しかし要望はどんどん増えています。ここ数年使用方法をみてみますと年々8,500万円から8,900万円が工事請負費で地域要望が解決されていっています。そのほかに調査委託や重機借り上げ、原材料の交付とですね、ほぼ最終的に1億円全額が支出されているというのが現実でございます。しかしいろんな要望をですね、解決するには若干厳しい額ではないのかな、そんなふうに思ってます。毎年どのように検討され、どのように地域振興費を要求されているのか、要望に対してどのように対応してきたのかについて伺いたいと思います。

今後はですね、各振興事務所に大幅に権限を委譲するとともに、各振興事務所の要望に合わせて、要望解決に全力で取り組むため、財政的に余裕のある来年度にですね、地域振興費の予算を大幅に、せめてどんだけというのではなくて、大幅にですね、増額できないかについて伺いたいと思います。

まず具体的に1つ目でございますが地域振興費の配分基準とですね、使用条件はどうなっているのか。各振興事務所への毎年の予算化について、どのような対応がされてきたのか。配分額の基準があるのか。使用額の使用条件はどのようになっているのかについて伺いたいと思います。使用権限については振興事務所に一任されているのか。使用内容については条件や取り決めがあるのかについても伺いたいと思います。使用項目等で各振興事務所の独特な使い方といいますか、特徴的なものがあれば教えていただきたい、そんなふうに思っています。

2番目にですね、地域要望の件数と要望の実現はどうなっているのか。毎年、地域住民より多くの要望が提出されています。現場検証より始まり、十分な検討をいただき、少な

い予算の中で、要望の解決に努めてみえることは、現実に深く感謝を申し上げる次第でございます。

最近3年くらいの要望書提出の要望件数、その中での、地域振興事務所で対応できる地域要望の件数と解決要望の件数を伺いたいと思います。確実な数字でなくても、おおよそのパーセントで結構でございます。

3つ目にですね、より多くの要望解決のための増額措置できないのか。これが本題でございますけれども。要望では、解決できないための継続回答が多くなっています。回答が多いのは緊急性が低いため、当面は経過観察をしていくとの回答がかなり多いことに気づきます。やはりこれは最終的に要望にこたえるだけの予算が充実にされていないのではないか。予算の少ないことに依存しているのではないかというふうに感じています。

要望書の回答のなかで、こう書いてございます。「できる限りの対応を検討させていただきましたが、多くの課題を抱えている中で、財政的基盤の確立も求められており、十分とはいえない部分もあろうかと存じますが、何卒ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。」とあります。無制限とは言いませんが、地域振興費の財政的な基準の確立が必要だと考えます。具体的に増額措置の考えがないのか、あるのかについて伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

地域振興費につきましてのお尋ねでございます。

余裕があるのではないかというお話なんです、交付税も最終段階、以前にも決算の時にもお話ししましたが、大体最後の着地点が見えてきたということなんです、危機的な財政状況であるとは認識しておりませんが、かといって余裕があるわけでもないというのがですね、飛騨市財政についての私の日々申し上げていることでございまして、決して現時点においても余裕がないということを踏まえたうえで答弁をさせていただきますと思います。

地域振興費でございますが、合併により広大な市域を有することとなったという本市の特徴から考えて、地域から寄せられる要望に、振興事務所長が自分の判断で迅速かつ柔軟に対応を図るというために設けられた制度ということでございます。平成17年度に創設されておまして、当時はハード分が1億円、ソフト分が5,000万円ということで1億5,000万円が予算化をされておりました。このうち、ソフト分については、やってみたところ本庁の執行のほう効率的であるということがわかってきたということで、平成22年度からそれぞれの予算科目に計上することとなったという経緯でございます。ハード分につきましては、ご指摘の通り当時から変わらず年間1億円を当初予算に計上しているということです。

それで1点目にお尋ねの配分についてでございますが、普通交付税算定における測定単位として市道面積があがってくるわけでありますけれども、その市道面積の各町の比率で総額を按分するという仕組みを設けておりまして、本年度は古川町に3,900万円、河合町に1,300万円、宮川町に1,200万円、神岡町に3,600万円を配分しておるところでございます。また、執行にあたりましては、古川町分については基盤整備部長が執行すると。それ以外の地域分については各振興事務所長の判断に委ねておるところということでございます。執行にあたって制限は特に設けていないわけでありまして、制度の趣旨をふまえれば、早急に対処が必要な突発的な補修、あるいは緊急性や地域性を考慮した地域要望等、各町それぞれの課題解決への対応におのずから用途が限定されてくるのではないかとということでございます。

特徴的なものがあるのかどうかというお話でございますが、例えば古川ですとほぼ地域要望に対する修繕費として対応しております。河合は振興事務所や保育園等の市有施設の修繕、ここに対する充当率が高いということがございます。宮川は林道に対する充当率が高いということがございますし、神岡は対応件数が突出して他よりも多い。件数が多くて、地域要望への対応の中でも原材料支給の割合が高いということ、それから地形状のことだと思いますが、倒木や支障木伐採への対応件数が多いという特徴がございます。

それでこうした現状でございますけれども、先に監査委員の報告の中で、本来であれば本課で予算立てを行うべき市有施設の修繕や、継続的な改良工事等にあてられているケースが地域振興費で執行されているという指摘がございまして、この点につきましては制度の趣旨に即した適正な執行につきまして、新年度予算編成を通じ改めて徹底したいと考えているところでございます。

それから3点目についてお答えしたいと思います。増額についての件でございます。議員ご指摘の継続回答の件なんですけれども、単に予算上の制約に起因するというものだけではございまして技術的な検討、補助事業を活用するための実施計画の策定に期間を要するというようなものもございます。あるいは緊急性、安全性等を勘案の上、経過観察が必要と判断した案件への回答というものあるわけございまして、必ずしも予算を増額すると解決するというものばかりではないということは、まずご承知置きいただきたいと思うわけでございます。

ただ一方で私自身の考え方でもありますが、地域における市民の声に柔軟に対応できる予算というのはやっぱり必要だというのは基本的に思っております。それで、今年度、一つの試行でございますが土木費内に設けております道路維持補修の予算を実は1,000万円増額しておりまして、4,000万円を枠予算として確保するという試みを行っております。これは必要に応じて本庁から各振興事務所への予算配分を行うということにしておりまして、道路管理者としての点検調査に基づいた必要な措置を柔軟に講じられるようにしたということで、これを地域振興予算の増額に向けた予備的な取組みというふうに位置づけております。

また、先ほどソフト事業の話をさせていただきましたが、まちづくりということを積極的に推進しておる観点の中で、振興事務所にソフトの事業の予算があったほうがいいのではないかと考えております。ただ、振興事務所が全体的に職員数が少ないということがございまして、予算を配分してもなかなかソフトを運営できるだけの体制が整っていないという問題もございまして、そこのバランスを見ながら検討していく必要があるということでございます。ただ、できるだけ地元市民の皆さんに近いところで柔軟に執行するというのは大事なことだと思っておりますので、例えば地域イベント補助金とか、枠予算で確保しているような経費につきまして、振興事務所の体制をみながらですね、振興事務所へ直接配当することも検討していきたいと思っております、全体として振興事務所の機能がより一層発揮できるような体制作りを進めたいということでございます。

一遍に大幅に増額というわけにはなかなかいかないんですが、いろんな努力をしながらやっていきたいということでご理解賜ればと思います。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

2点目のご質問、地域要望の件数につきましては、その大部分を占める基盤整備関連の件数について申し上げますと、昨年度いただいた872件の書面要望のうち、国や県が対応すべき案件を除いた市の所管案件は603件、予算措置等を含め対応できた件数は283件でございました。同じように、一昨年度の市の所管に属する要望は506件、対応数は194件、平成26年度は583件の要望に対し、239件の対応実績となっております。お尋ねの振興事務所で対応できた件数につきましては、各振興事務所には書面による要望のほか、口頭による簡易な要望も数多く寄せられており、その全てについて統計を持ち合わせておりませんが、昨年度の書面要望に対する各町別の実施割合で申し上げますと、古川町45パーセント、河合町64パーセント、宮川町57パーセント、神岡町44パーセントとなっております、要望件数の多い古川町、神岡町での実施割合が相対的に低くなる傾向が伺えます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○10番（洞口和彦）

地域振興費について詳しく説明をいただきました。1億円の内容もですね、各地域の広さにあわせてということでございましたが。それから過程も述べられましたよね、ハード面1億5,000万円のものが1面では全体でやったほうがいいだろうという形で1億円に減らされた。先ほどの効果の中で、道路維持費的なものを4,000万プラスしてですね、するということでしたから歴史的にいいですと順繰りで戻ってきたみたい。最

初はこうやったんやけども、項目は違いますけれどもそんなような傾向にあるというように思っています。基本的には先ほど言いましたように各地域の振興事務所がですね、独断と偏見をもってこう自由に使えるということは、実はやはりいくら合併で一番の障害は各振興事務所というのはですね、その地域に住む人にとってはその事務所がですね、やはり心のよりどころなのか、そこへ行けばやっぱり問題が解決していただく。わざわざ市の本所へ行けばですね、解決するんじゃないくて。そういうやっぱり感想が多いと思ってるんです。それからそういった意味でですね、今度も今の予算についても市道面積の比率で一応出していただいて検討してやるということですがもとに振り返ってですね、もういいよと全面的に各事務所でさっきの対応のようにですね、これだけ出しますから使いなさいよとそのかわり効果については十分に点検してですね、報告しなさいよとそんなような寛大な気持ちはございませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

基本的な考えとして先ほど申し上げましたようにできるだけ各地域で柔軟に対応する仕組みにもっていききたいなという希望はございまして、まずそこは基本なんですけれども。この地域振興費に関して言うとほとんどが道路関係の修繕等にあてられるということで一応何か基準がある必要があるということでこうした市道面積の比率で配分しておるということです。逆にその中で自由にやってもらうというのが基本線ですから地域の先ほど申し上げたような特色も現実にございますしですね。これを本庁一括でやっておったらかななか地域の特性というのは生かせないんじゃないかと思っておりますけれども現実にそういうふうに動いておりますので、できるだけ自由に使ってもらおうということかと思っております。先ほどソフトの話、これも申し上げたとおり体制がついてくるかどうかという問題もありますので、そこをしっかりとみながらやっていくということでありましたが。いずれにしてもできるだけ柔軟に動ける体制をつくりたいというのが基本線なのでそれにあわせていろいろ検討していきたいと思っております。

○10番（洞口和彦）

なかなか市長よく考えてみえますね。ちょっと質問を変えますけれども各振興事務所のいろんな意見を尊重するというので今の感じだと一応予算を決めてばっと配分していくというやり方ですけども各振興事務所からですね、ことしはこのぐらい振興費がほしいよとこういうことやりたいよという予算編成の中でですね、そういうやり取りはやってるんですか。どうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

実はですね、すでに予算の政策協議をはじめているのですが、つい最近その話をしたこ

とがございまして。私も少し抜かっていた部分があるのですが振興事務所からの直接の予算要求というものをもっとしっかり制度化すべきだったなと思ってんですけども。今回もいろんな事業がですね、本庁の担当課からその事業の予算要求があがってくるケースが結構ありまして、ちょっと十分じゃなかったなと思っております。ただその中でやっぱり本当は振興事務所が自分で考えて自分で直接要求をしてくると。それで財政課の査定にも臨むし市長との復活折衝なんかに臨むというのがあるべき姿ではないかと思っております。たしかに体制がどうしても人数が少ないということもあって抱えきれないということがありますし、予算の要求、査定というのもかなり労力を要しますのでそういうところがあることは承知をしておるのですがちょっとここはもう少し、今年度はもうすでに平成30年度予算編成スタートしてしまっていて結構きてますので、平成31年度の予算編成の要求の段階では少し考えていきたいなと思っております。

○10番（洞口和彦）

そうですね、振興事務所はただやりくり上手ならばええよと。金与えられて給料もらって入っただけできれいに使えよと。うまく使えよというのではなくて、やっぱりそういう方面がないとですね、やっぱりマンネリ化していつてしまうというふうに思うんです。今後検討をいただきたいと思います。

それではちょっとこまかい部分について質問させていただきますが要望の答えの中でですね、いい補助金を見つけてやっていきたい。これは金銭的にも非常に有効な手段ですし、その通りだと思うんです。とくにですね、中山間については5パーセント負担でですね、かなりの事業をやっていただけます。ただ条件的には1,000万円以上の大きな工事じゃないとできないということとか、条件がですね、年々やはり5カ年計画でずっと回っているんですが年々難しくなってきました。だからなかなか飛びつこうと思っても飛びつけないというようなこともございますが。ただ農業関係のですね、水路とか農道とか農業施設ですね、これは受益者負担2割で市単事業がされています。これについてはですね、やはりお金があればある程度やっていただけるのではないかと。とくにこの農業関係については、誰もそんなに今土地は誰かやってくれないか、維持もやってくれないかという時代で自分からお金をかけてまでですね、整地したり直すということについては難しくなっています。その中でも何とか美観を損ねないように農地の維持のためにですね、でている要望ですからこのぐらいの要望はですね、2割負担できればある程度予算が増えればですね、このできる項目ではないのかなと思うんですけどもその辺はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えします。農業系、農林業系のほうの補助の関係をのればパーセンテージが減るといような特例をもっております。先ほどでましたように中山間については5パーセン

ト、市単独のものについては、それから県単独の補助金ですか、そちらにつきましては20パーセントの補助等をいただいております。こちらのほうはなかなか今言われたように20パーセントの地元負担が要りますよと。農地につきましては個人の土地を守るためとか収益に反映するものですので地元負担をいただいておりますが、20パーセントやとそれならやらないという返事がいっぱい今きているような状況です。どこかでこの過渡期、農地を守るという中では、負担金についてはちょっと考えならん時期が近づいているのかなというふうには感じておりますが、現時点ではなかなか20パーセントだしてまでというのは数少なくなるというのが実情です。

○10番（洞口和彦）

現実をつきつけられるとつらい面もあるんです。ただでやってもらえると思ったら金がいりますよと。あえてですね、出してもいいと私たちは今要望出すときにそれがいるんだったらそれが出せるのかどうか。そこまで検討してして要望出せよというふうに言ってますから、もしそれでもいいよと言ってぜひやってほしいことについてはですね、やはりこれは予算がないからできないではなくて予算請求してもやりますよというそういう前向きなですね、捉え方、これはだんだん今の考えはですね、減っていくことはないと思うんですよ。今から。だんだんなくなっていく傾向にございますので。

それからあんまり私の質問もくどいと思いますから簡単に切り上げますが現物支給についてなんですよね。ある程度やっぱ年間を通じていつ要るかわからんということで現物支給予算というのは先ほど決まっていますよね、だいたい何百万ぐらいに。そうするとですね、最後にもしきた場合については何にもこたえられないから若干予算をのこいといて、最初の部分で削っていくというような。この現物予算についてはある程度計画をたててこうやってみえてですね、各一カ所についてはこれまでの限度額で金ならいくらぐらい。例えば側溝板でしたら何枚ぐらいまで。そういうことを決められて計画されているのでしょうか。来たときで順番に来た順番にこなしていつているのか、その辺の対応は現物支給の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

原材料支給につきましては地域振興費のみならず林道、農道それから道路、各ところの予算に原材料支給費をもっております。その中で各振興事務所の中で、いままでの経過の中である程度いるよねというところは優先して先回り出すと思いますし、突発の場合にそれをどうするかということになりますので、その費目の中で緊急性のあるもの等につきましては流用をかけてでも支給しているという形をとってやっております。

○10番（洞口和彦）

もしですね、使い切ってどうしても必要なところはこちらのほうからすれば予備費でも何でもだせるということにはなっておりますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

予備費は緊急の災害等になると思いますのであれですが費目の中で道路維持費なら道路維持費の中の工事費を流用かけて原材料費とか。例えばことは原材料費はある振興事務所のほうでは原材料費があんまり使わなかったのもので工事のほうへまわして少しでもやりたいというふうで予算の中は適宜使いやすいほうへ使いながら要望に応じていくようにしています。

○10番（洞口和彦）

最終的には数字で言えばですね、市長が維持費の1,000万プラス、4,000万だすということですからそれに期待してですね、来年のまた回答書がどのようになっているのか見ながらですね、対応していきたいと思います。

それでは次の2番目の質問に入ります。社会福祉法人めひの野園による障害福祉サービス事業所及び食鳥処理施設開設について伺います。飛騨市はですね、流葉地鶏牧場には、無償貸し付けにはじまりですね、無償贈与、最終的に土地は買っていただきましたがあの場でですね、営業をされています。それからもうひとつはあそこを往来する橋ですね、かなり立派な橋を架けるということでしたが高低差の関係でですね、現橋を修理させていただいて、一応通行には支障のないというようなですね、いろんな取り組みや支援をしてみいました。

皆さんも御存じのようにあそこの経営をされている「めひの野園（めひののその）」は富山市呉羽でですね、昭和56年7月に創業された、長い間、知的障がい者施設として、自閉症などの施設利用者の労働の場の提供や手助けを背負ってこられています。障がいにですね、深い理解を示されている会社でございます。地域でですね、支援を必要としている方や、地域産業の発展のために寄与していきたいという考えでですね、就労継続B型支援事業では5つの部門をもってですね、利用者の強みをいかした、働く場所の選定のできる本当に障がい者が選択できるいい職場でございます。

また一人一人をきちんと理解してコミュニケーションをしっかりと行い、どう対応したらいいのかを常に考えてですね、モットーとしては「やってみせる、見守ってあげる、待つてあげる」を基本にいろいろな作業に取り組んでみえます。

流葉地鶏牧場も飛騨地域の障がい者雇用の場として、おおいに期待されている、また期待している職場です。今後より早い時期の障がい者の働く場所の確保に向けた就労継続支援B型事業所の開設にむけた取り組みについて伺いたいと思います。

1つ目にですね、障がい福祉サービス事業所及び食肉処理施設の開設予定について伺います。めひの野園のですね、経営されている流葉地鶏牧場は地域活動支援センターを今受託されてですね、障がい者の方々と、飛騨地鶏の生産をされております。今後、障がい者のさらなる所得補償と雇用拡大等を目指して、飛騨流葉牧場において障がい者

福祉サービス事業所及びですね、食鳥処理施設の開設を計画されているとお聞きしております。具体的にどのように計画が提案されているのかについて伺いたいと思います。市の援助できる範囲と現在までの話し合いはどこまで進んでいていつごろ設立ができる見通しなのかについて伺いたいと思います。

2番目にはですね、就労継続支援B型への移行の方向性についてお伺いします。現在ここを利用している方は、10名から15名というようにお聞きしています。中でもですね、就労継続支援B型への移行を検討されているとのことですが進捗状況もどうなっているのか具体的にお聞きいたします。

3つ目にいま地域支援センターとなっている地域支援センターの改善についてお伺いいたします。現在流葉牧場ではですね、常時10名から15名の方が、室内作業でウエスの製造やシーツたたみ、室外ではまき割り作業や飛騨地鶏のえさやりや採卵作業等をされています。すごく皆さんがですね、楽しく働いてみえるとお聞きしますが、生活環境はあまりよくないというふうに感じています。国道41号から見てもらってもわかると思いますが、拠点となっている建物はプレハブ建築でございますし、夏は暑く、冬は寒い。とくに流葉地域はそういう寒暖の差の激しいところでございます。またトイレもですね、外側に建設業者が使われるような臨時トイレがですね、2基置いてあるような、障がい者にとっては違和感を覚えるようなトイレだというふうに考えています。改善対策について、業者はどのような努力を行い、市の改善に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

4つ目にですね、地域活動支援センター利用者の声や要望はどのように受け止めてみえるのか。どのように対応しているのかについてお聞きします。経営されている富山のめひの野園では、実際富山の中ではですね、相談室が設置され、夢や希望を話しあいながら、生活をサポートされています。非常にですね、障がい者の方に慕われている相談室を設けてみえます。同じ経営者ですが流葉地鶏牧場ではですね、親子で働いたり、職場環境にも満足され、何名の方が活躍されていますが、意見や要望についてはどのような吸い上げの方法を努力され、またどのような意見をもってみえるのかについてお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目と2点目の質問は関連がありますので、一括してお答えいたします。社会福祉法人めひの野園では、地域活動支援センター飛騨流葉牧場を、定員が6人の就労移行支援と定員が20人の就労継続支援B型を併せもつ多機能型施設へ転換し、飛騨地鶏の加工施設も併設して運営することを計画されています。建設予定の施設は、鉄骨平屋建てで、平成30年9月の着工、平成31年3月竣工を目指し、岐阜県を窓口として、国県の施設整

備費補助金の申請に向けて準備を進められています。

食肉処理施設については、食用の鳥の解体施設として、障がい福祉サービス事業所とは別棟で隣接して建設される計画となっています。国・県の補助制度の活用については、岐阜県の畜産担当部署に相談をされ、県を窓口補助申請の準備を進めていると伺っています。

障がい福祉サービス事業所については、8月23日に行われた就労移行支援・就労継続支援B型の事業認可・施設整備補助金の岐阜県と事業者の事前協議に、市の障がい福祉課職員が同席しました。また、協議書に必要な地元市町村の意見書を「開設は市の意向に沿うもの」として、11月2日付けで、社会福祉法人めひの野園を通じて岐阜県に提出しております。意見書には、障がい福祉サービス事業所のない神岡・上宝地域の方が利用できる立地であり、利用者の期待が大きいこと、食肉用の鳥の解体・加工施設については、地元の理解を得ることが条件であることを記載しています。

施設整備に係る法人負担分に対する市単独補助については、近隣の富山市、高山市や下呂市でも助成制度はなく、飛騨市も同様に助成制度はありません。

飛騨市内に法定の障がい福祉サービス事業所が古川町に2カ所しかない中、現時点で、この案件を含めて新規開設・拡充等のお話が4件あり、市の財政負担を考慮してサービスメニューの充実と事業の継続性をふまえて助成のあり方を検討しています。

次に3点目の地域活動支援センターの改善についてお答えします。飛騨流葉牧場のトイレについては、現作業所に隣接する形で、男女それぞれ1つずつ仮設トイレが設置されています。今回の施設整備で計画されている新施設のトイレや休憩所の利用により、環境の改善が図られると考えております。

最後に4点目の地域活動支援センター利用者の要望についてお答えします。飛騨流葉牧場の利用者に対しては、市の対応といたしまして発達支援センター相談専門員が、保護者や利用者の相談に月1～2回巡回訪問を行い、また、折にふれて支援者側からの相談も受けております。現場での声をお聞きすることにより、引きこもりなどの対応などを含め、利用者や支援者が抱える悩みや心身の困りごとを把握し、助言や利用者支援につなげていく取り組みを行っています。

また、支援者側から最も相談の多い「利用者の精神的な特性への専門的な対応」については、医師や精神保健福祉士等の支援が得られる新しい仕組みを、新年度事業として検討しているところです。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○10番（洞口和彦）

簡潔にわかりやすく説明どうもありがとうございます。常に市長はですね、福祉市政が一丁目一番地の私の政策だというように言われています。目標をしっかりと持っていつまでにどこまでやりたい。そういう目標を持ってやりたいと言っていますが、実は地域にきた資料を私は見ているんですが、管轄がですね、今言った作業所は福祉やし、それから食

肉処理場については農林ということですが、ただ私たちがいただいたこの資料によりますとですね、タイトルは両方同時にやっていきたいというふうに書いてございますが、大きな設計図としてはですね、両方の設計図が出ているんですが、どちらかといいますとこの現時点ではですね、食肉処理場のほうを優先させたあとに付随して建てるというんですか。そういう施設としてこれは今までそういう願望もございましたから、そのように感じて仕方ないんです。それでですね、この先ほど聞きましたのは、こちらのほうは平成30年の9月までにしていきたいということですがこの食肉施設の処理をですね、別棟にはなっているということでございますので、別々な建て方はできると思うんですけども、この同時に進めていくようなですね、そういう働きかけ。それからいま市民福祉部と農林課との連携ですね。縦割りじゃなくて横割りの連携というのほうはうまくいっているのでしょうか。その辺についてお伺いしたい。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

障がい福祉サービス事業所の関係につきましては県のほうからも市の担当者が同席するようにということで指示がありまして同席をして市の現状とかを説明しております。ただ食肉の関係につきましては事業所と国との直接の話し合いということになるようにして、それを県が窓口として受けておるといような話を聞いておりますので。市の畜産課が間にはいるというような手続き上のことはないということです。そういう状況で進んでおります。

○10番（洞口和彦）

わかりました、よく。しかしむこうの方の説明ではですね、同時に進めていくという意見を市は聞いているという形でよろしいでしょうか。さっきはどうも別々に進めるというような話でしたが。この処理場もセンターも同時に進めていってみえるということの理解の仕方でよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

私どもも伺ったには同時に申請を同じタイミングでされるというふうに聞いておりますが申請をされても採択がされるかという部分が非常にわからない部分があります。先般の慈光会の施設も3年がかりで申請が認められたという経緯がありますので、スケジュール的に予定通りに事業が進むかという部分については、ちょっとわからないという状況です。

○10番（洞口和彦）

わからないことはわからないでいいんですけど。そういう取り組みをぜひしてくださいよ。これはお願いですけども。片方だけできて片方ができないということになります

と本当に落胆しますのでよろしくお願いします。

それからそれができるまでは今のプレハブなり便所についてはあのままでいくという考えでしょうか。その辺を再度確認したい。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

トイレの設備を改修しようとするすると水洗化なりが考えられると思いますが下水の引き込みなどのことを考えると今の新施設にあわせたほうが施設側のコストとかの部分も経済的なのかなというふうに考えております。

○10番（洞口和彦）

ちょっともやもととした部分があるんですけども納得はします。あそこの責任者、いま堀さんという方ですか。能力を見つけ出してやりたいとかですね、心を開かせるとか落ち着かせたいとか本当にいきいきとやってもらいたいということで施設についても頑張ってみえますのでですね、ぜひそのような話でもですね、常に出していただいて。そしたら今のままでできんのなら早くやってもらおう。そういう順まわりを話し合いの都度によりしくお願いしたいと思います。それから先ほどの説明でですね、私ちょっとわからないんですけどもB型事業所になった場合についてはですね、いろんな計画、相談をしたり、この一人一人のケアプランというのを作成せないかんものですから本人に適した仕事を判断されたり、本人が同意したような事業所を探すことができるというふうに思って。B型になればいいなと思ってたんですけど今の時点でそういう形になっているという理解でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

地域活動支援センターの人員配置とB型事業所の人員配置とはかなり異なってます。B型の事業所になりますと支援員が何人、10人に対して何人とかサービス管理者を置かなければならないとかというような義務が生じます。それに就労移行支援事業所もあわせてということになりますと就労移行支援事業に兼務される職員の制限の部分もありますので、いまよりかなり手厚い人員配置が行われるというふうに考えております。

○10番（洞口和彦）

ありがとうございます。ちょっと反問権がなかったので市長にちょっと質問したいと思います。実は11月4日に飛騨市農業まつりがありましたよね。その中で鶏ちゃん合衆国の市長はですね、このイベントの目玉企画として全て都竹市長の関心にかかっていると。私も地鶏の串は何回も食べさせていただいたんですが地鶏の鶏ちゃんは食べたことがございません。どのように企画されてですね、なにしろ今いろんな仕事やるにしても儲

けてもらわなければそういう事業はできないわけですから。どのような企画をされてですね、どのような方法があつて。さすがは鶏ちゃん合衆国の主やと言われるような行動をされたのでしょうか。ひとつお聞きします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

鶏ちゃん合衆国の国会ではないんですが国務長官としての答弁というわけにもいきませんので市長として答弁申し上げたいと思いますけども。この飛騨地鶏をどうやって流通させていくのかというのは私自身は非常に大きなテーマだと思ってるんです。いま飛騨市内でも神岡の一部では販売されておりますけども大半が富山に流通しておりまして、この飛騨の地域の中であんまり流通していないということがかねてから課題だということで、めひの野園の皆さんとお会いするときもぜひこの飛騨のほうに流通できないかというようなお話はしているというのがまず基本的な文脈としてあるんですね。その中でやっぱり飛騨地鶏の商品をつくっていく必要があるんじゃないかという中で、道の駅宙ドームの飛騨小僧さんが今回飛騨地鶏を使って鶏ちゃんをつくりたいというお話がございました。私の活動、個人の活動もあったものですからぜひ一回試食をしてもらいたいというお話があつて、それで実際に伺いましてですね、試食をしたりいろいろこうしたほうがいいんじゃないかというようなことを申し上げて。今回かなりいろいろな苦労もなされたんですが農業まつりの際はわりといい仕上がりになったんじゃないかということで地鶏の鶏ちゃんということで今回できました。まだコストが地鶏はどうしてもやっぱり高いものですから流通にのせてバンバン売っていくような形ではない。また生産量も比較的少ないということがありますので。むしろ飛騨の特産品、飛騨の中でブランド化された地鶏というものはないものですからそういう意味では飛騨全域で飛騨の味として使ってもらえるようになればいいというのが私の思いとしてありまして。そういう意味では飛騨市の新しい食としての位置づけができていくきっかけになればいいなという思いであります。そういう意味で今回あえて安価な胸肉を使ってみたんですがそれでも十分ブロイラーに比べると味についても食感においても、非常にそれを上回るものがあつたということをおっしゃいますので、今度さらに改良を加えて店でも出していきたいという意欲も持っておられますし。私どもとしては、市として飛騨地鶏の流通拡大とあるいはブランド化というところでいろいろ支援をしていきたいなと思っておるところでございます。

○10番（洞口和彦）

歴代市長はですね、地鶏の普及にかなり力をこめてみえまして。前々代もですね、各いろんな店で何とか地鶏を使ってくれという形で。私たちも忘年会、そういう会合のたびにですね、1本か2本は食べていたんですけど最近はほとんど値段の関係とも聞いておりますけれども。それから流通地区の関係もありますよね、昔は地元でやっていたから地

元である程度売ってたところもあったんですよ。そういう形、また違った意味の市長はですね、努力されていることですので続けていていただきたいと思います。

いろいろと言いましたけれども最終的にはですね、障がい者の人の居場所づくりのためにですね、いろんな努力されています。最終的には就労していただいて、安心できるということでございます。例えばB型で雇用契約を結ばない方ですと、だいたい手取りが平均して14,000円ぐらいだそうですが、もしまたA型になれば野田聖子さんも言っていましたよね、A型事業所うんぬんと。こないだいろいろ言ってみえましたが68,000円ぐらい。本格的に就職できるようになれば1人前。そういう努力を地味に段階をおってこの目標をおいてですね、やっていてもらいたい。とくにこの事業は今提案されておるのは部署が違うということですが、計画的にもう図面まで描いて全部できあがっていることですので、もちろん地元としても支援はしていきますけれども、市としては全力で取り組んでいただきまして。片一方には日中支援ができます。片一方にはそういうB型ができる。ただ地域住民はですね、農協はなくなる。神原峠はバスが通らない。非常に追い詰められておりますけれども、それでも歯をくいしばって頑張っていきますので、いろんな障がい者の面でですね、ご努力をよろしく願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で10番、洞口和彦君の一般質問を終わります。

引き続き2番、井端浩二君。

〔2番 井端浩二 登壇〕

○2番（井端浩二）

議長より発言のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。私は大きく2つにわけて質問をさせていただきます。

まず1番目に入園、入学準備品支援事業補助金について質問をさせていただきます。前年度までは、入学祝い金としての商品券が10万円分保育園、小学校、中学校の入園入学予定者に渡されておりましたが、都竹市政においては、入学準備品補助金として今年度より実施されています。保育園が上限1万円、小学校が上限2万円、中学校が上限6万円、高校が上限3万円となり、領収書等を添付して申請する補助金であります。入学に必要なカバンや制服、室内シューズ、体操服など高校では教科書、辞典類となっております。十分議論されて決まったそうですが、前年度の祝い金10万円はもらえる家庭にとっては大変ありがたいことですが、市民からは羨む声や金額が少し多いのではないかという声もあったように思います。今年度は金額も下がり、高校生も対象になったことは大変いいことだと思っております。入学を迎えるご家庭にとっては何かと必要なものも多く、出費が重なる時期です。この補助金制度は大変喜ばれる制度と感じております。そこで次の質問をさせていただきます。

1、この制度の申請者はどの程度みえるのか。また、申請金額は人によって違いますが満額に近い人はどの程度みえるのかお伺いをさせていただきます。

2、この制度に対しての市民からの問い合わせやどんな意見があったのかお尋ねさせていただきます。

3、市としてはこの補助金制度をより良いものにしていくために次年度に向けての改善点はあるのか。あればお伺いさせていただきます。

4、申請期間が12月末日までということで、ゆっくり申請できることについてはいいことだと思いますが、家庭によっては兄弟のおさがりや知り合いからいただくこともありますので、申請金額が少ない場合もあるかもしれません。入学を迎える家庭にとってはいろいろと出費がかさなることが多く大変な時期ですので、申請できる対象品の追加をしたらどうでしょうか。部活用品や通学シューズ、通学自転車など学校生活に必要な物は追加できないでしょうか。お伺いをさせていただきます。以上、4点を質問させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

まず1点目の申請者数及び申請金額について、11月末現在の状況をお答えします。対象児童総数は790名でした。そのうち申請があったのは、653名で、82パーセントの方から申請がありました。内訳は、保育園児が172名中133名、小学生が165名中117名、中学生が199名中190名、高校生は254名中202名です。

上限額まで満額申請された方は、保育園が106名で79パーセント、小学生が117名で91パーセント、中学生が190名で95パーセント、高校生は109名で54パーセントです。なお、ただいま申し上げました数字には、税などの滞納で、申請があっても保留となっている方は含んでおりません。

2点目の市民の方からの問合せ、意見についてお答えいたします。寄せられたご意見は意外と少なく、わずかに数件程度でしたが、市外で購入したのも認めてほしいという意見や、助成金がキャッシュバック方式のため、一旦現金を準備しなければならず、現物支給の方がいいというような意見がありました。

このほか、高校生の親からは、専門学科で使用する特殊機能のある電卓や、製図用具、電子辞書などで、市内で購入できないものが対象品となるかという問合せがありました。この件については、通常授業で必要とするものであれば対象とさせていただくとお答えしております。

3点目、4点目のご質問については次年度に向けての改善についてですので、一括してお答えさせていただきます。

ご承知のとおり本事業は、昨年度までの入園入学祝い金交付事業を大きく見直したものであり、次年度に向けての大幅な改正は考えておりません。市民からも、事業が開始されてからは大きな苦情は無く、本事業の趣旨は、概ねご理解いただけたものと思っております。

先ほどご報告申し上げました数字の中で、高校生の申請額が、上限額に対し54パーセントと特に低い数字を示しております。もともと教科書代の助成として制度設計をしておりましたので、学校や学科によって差があることは想定しておりました。しかしながら、昨年度実施したアンケートからも、高校生には多額の就学費用がかさむことが現れていますので、来年度からは、学校指定の学生服や体操服に限り、対象品目に追加したいと考えております。なお、部活動用品、通学用自転車などについては、主に対象となる中学生の交付額が規定額のほぼ満額となっていることから、追加の必要はないものと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○2番（井端浩二）

ありがとうございます。たいへん申請者が多いということと、満額の人が大変パーセンテージが多いということでは大変いい制度やなということを感じております。ただ今も言いましたように高校生が54パーセントということではちょっと少ないなというふうに思っております。いま電子辞書等もOKという話でございましたが何とかいまの話、中学校、高校からもすごくお金がかかるようになってますので、やっぱり部活の用品とかあるいは通学に必要な靴等についても何とかお認めいただけるようにしたいなというふうに思っておりますし、そのいまの金額、高校生が3万円、中学校が6万円、小学校が2万円決まった根拠がもしあればお尋ねをさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

まず保育園ですけれども1万円という設定ですが、スモック、体操服、上履き、靴などをあわせるとほぼ1万円というような設定です。小学校ですけれども2万円という設定になりますが、こちらでも体操服、上履き、シューズをあわせると2万円というような設定をいたしました。そして中学ですけれども6万円という設定ですが制服、体操服等でほぼ6万円という設定をいたしております。そして高校ですが教科書、服、教材、電子辞書等で3万円という設定なんですが、学校によりましてこれら教科書、服、教材で1万6,000円という学校と3万円近い学校というのがありました。ので、高校につきましては高いほうにあわせるということで3万円という設定をさせていただきました。

○2番（井端浩二）

今も質問させていただきましたが高校が1万5,000円と3万円という教科書に

違いがあるように1万5,000円の学校でも平等に3万円満額使っていただけるようなやはりさっきも言いましたけれど、通学シューズや部活用品をなんとかお認めいただけるようにご検討していただけないでしょうか。再度伺わせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

先ほどの答弁で申し上げましたように高校につきましては制服等も対象にするということで制服だけでも3万円は超えてしまうのではないかというふうに考えておりますので、いまの段階ではこの基準額自体は変更する予定はありませんので来年度は対象品目を広げるという形で運用をしたいというふうに思っております。

○2番（井端浩二）

はい、わかりました。できるだけ大枠でみていただけるようにご理解をしていただきたいなと思っていますのでよろしくお願いいたします。では、2番目の質問をさせていただきます。飛騨市コンベンション等開催支援補助金について質問をさせていただきます。

今年度と書いてありますが昨年度秋よりだそうですので、昨年度秋よりこの制度が施行され、飛騨市における交流人口を増やす、市内の経済活性化を狙うのが目的だと思いますが、以前より飛騨市には素晴らしいサッカーグラウンドや、ラグビー場などがありいろんな大会等が開催されてきました。また、文化交流センターもでき、音楽や学会などの会議や研修会なども期待できる素晴らしい施設です。また、宿泊を受け入れる施設の老朽化や後継者の問題などもありますが、今回はこの制度について質問させていただきます。

1、この制度が施行されて1年と数カ月余であります。短いのであんまり期待はできると思いますが、どの程度宿泊者がみえたのかお伺いさせていただきます。また、以前よりいろんな大会や合宿が開催されていますが、この制度を利用した新しい大会、合宿、会議があったのか、お尋ねをさせていただきます。

2、この制度に対して、大会主催側からの意見や要望などはあったのか。また、今後に向けてこの制度をどのようにしていくのかをお伺いさせていただきます。以上、2点お願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは飛騨市コンベンション等開催支援補助金につきまして、1点目の制度による宿泊者数は。新たな大会や合宿はあったかについてお答えします。

当該制度につきましては昨年度から運用を開始したわけですが、今年度11月末まで

の当該制度の利用者は、スポーツ合宿による市内宿泊者数のうち実人数で6,665名、会議・音楽合宿による市内宿泊者数のうち実人数で32名の利用実績がありました。ジャンル別で言いますと、サッカー大会での利用が3,842名と最も多く、次いでラグビー大会での利用者が2,080名と続いております。いずれも全国多方面から多くの方々に飛騨市の施設をご利用いただき、リピーターである主催者・利用者からは、満足であったとの声が届いているところであります。関係各位のご協力の賜物であると深く感謝しているところであります。

新規大会・合宿の獲得についてですが、多様な方面へ制度の周知を図り、2件の新規獲得ができました。1件が名古屋芸術大学からの音楽合宿、もう1件は情報科学芸術大学院大学の教授会の合宿でありました。

また、コンベンションとしては、つい先日、実際に地域活動を行っている公務員が集ってそれを首長が応援するという「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合サミット」の誘致が決定し、来年11月に全国から200名規模の参加者を迎えて飛騨市で開催されることになったところであり、今後も誘致活動を続けてまいります。

2点目の制度に対しての意見や要望はあったか。今後の考えはについてお答えします。

飛騨市の施設を利用した主催者等に事後アンケートを実施しました。助成金の仕組みや金額自体には概ねご満足いただける結果であったものの、事前にもっと情報をいただきたいという周知に関する意見や、利用者名簿の提出手続きが面倒であるという意見が多くありました。

こうした意見をふまえ、今後、地域で受け入れを担っている団体や宿泊事業者の方々との意見交換を重ね、リピートしていただいている方々については、長期利用に報いるような制度に、また新規に利用を検討いただいている方々に対しては、例えば市内の入浴施設の利用割引などの付加価値をつけるなど、手続きの簡素化を含めて魅力的で良い制度となるよう柔軟に見直しも進めていきたいと考えております。

また並行して、周知、営業活動にも注力していきたいと考えており、引き続き官民一体となった誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○2番（井端浩二）

ありがとうございます。6,665名、スポーツ。会議で32名ということで大変多くありがたいことでありますし、ただサッカー関係、ラグビー関係でもっとたくさんの人数が宿泊しとるようには聞いておるんですが、やはり今の情報がしっかりいってないということとか、あるいは手続きが面倒やという話もちよっと聞いておりますので、またその辺はぜひ周知していただきたいと思います。あと心配されることが補助金をいただいてから後に振り込まれるわけですね。主催者側に。それがその参加者にうまく還元されてるといいですか、そういった辺が大変心配されることなんですが、その辺についてはどう話を聞かれておりますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

先ほどの人数は実人数ということで、2泊、3泊されますので。サッカー大会なんかですと1万泊を超えるような人数は泊ってみえるということでございますし、いまほどの選手等の還元の話につきましては、合宿につきましてはチームに交付されますので、宿泊とかバス代等に使ってみえるということをお聞きしておりますし、大会は主催者側のほうに交付されるというようなことですが、参加賞で個人に還付したり、参加費の軽減というようなことで、主催者側では還元しとるというようなお話を聞いております。

○2番（井端浩二）

ありがとうございました。ぜひ参加者に還元されるように徹底していただきたいと思います。また先ほども誘致活動、営業活動をしっかりしていかならんという話でございましたが、とくに交流センター等の音楽関係、学会等の会議関係が必要だと思いますので。高山のコンベンション協会ではいろいろ情報を収集して大体いろんな全国大会があるんですが、その大会を調べてそろそろ中部地区、東海地区にきそうだなというところを集中的に調べてるそうでございます。何とか飛騨市、私たちもそうですが何とか情報を入れて、こちらからも営業活動に行くようにしていきたいと思いますが。

あと僕も交流センターの人と今度、来年誘致活動、音楽大学に行ってくるのですがそういったことで市も一緒に同伴していただきたいと思いますのですがどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

この制度につきまして誘致活動にも補助がでるようになっておりますので、ぜひご利用いただきたいというふうに思っておりますし、市も同行させていただいて積極的に誘致活動をしたいというふうに考えております。

○2番（井端浩二）

とくに冬関係が宿泊者が少ないので、とくにそういった関係を交流センター等を利用しながらできるような音楽、学会等の会議ができるような誘致活動を私も一緒になってやりたいと思いますのでぜひとも皆さんがいろんな情報があったらまた教えていただきながらやっていきたいと思いますのでお願いをしてこれで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で2番、井端浩二君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩いたします。再開を午後２時３０分いたします。

（ 休憩 午後２時１６分 再開 午後２時３０分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に１番、仲谷丈吾君。

〔１番 仲谷丈吾 登壇〕

○１番（仲谷丈吾）

皆さんこんにちは。議長から発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私からは建設業について質問いたします。まずは、「i-Construction」（アイ・コンストラクション）についてですが、国土交通省では、このように示しております。建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土安全上必要不可欠な「地域の守り手」である。人口減少や高齢化が進む中であって、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き改革とともに、生産性向上が必要不可欠である。調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでＩＣＴ等を活用するi-Constructionを推奨し、建設現場の生産性を、２０２５年度までに２割向上を目指すとしております。

i-Constructionなんです。従来は人的な測量を行い、設計図を書き、そこから３次元データを作成して施工し、書類による検査という形でした。i-Constructionは、ドローンを使って３次元測量を行い、ＩＣＴ建設機械による施工、３次元データによる検査、納品によって書類の削減と生産性が著しく向上します。i-Constructionが目指すのは一人一人の生産性向上と企業の経営環境の改善です。

先日神岡商工会議所で開催されましたドローン業務活用セミナーへ参加して、ドローンによる測量の実演を見学させていただきましたがドローンで上空から撮影するだけで、あっという間に３Ｄデータができました。地面の高低差や距離も調べたい箇所を画面に線を引っ張るだけで数値がでてきます。実際に県内の現場で測量の工期が３６日だったところを３０日短縮されて７日という検証結果もでております。ＩＣＴ建設機械を使つての盛土や掘削でも約３７パーセント作業時間が削減されているというデータもあります。ＹｏｕＴｕｂｅでも通常習得するまでに４カ月から５月かかる建設機械を使

う技術を、女性2人がたった3日で習得するという驚きの映像もあります。これは株式会社小松製作所が提供しております。建設現場にかかわる人の賃金水準の向上、魅力ある建設現場にする。建設現場での事故をなくす。今までの3K、「きつい、きたない、きけん」な仕事から「給与が高い、休暇が取れる、希望が持てる」この新3Kを目指しております。これが実現されれば建設業界で働きたいという若者が増えると思われます。日本の公共事業の約4分の3が地方の工事ですので、i-Constructionを進めていく上で国の工事だけうまくいっても決して日本の建設業の改善にはつながらないと言われております。現在は中部縦貫道など大型土工でしか使われておりませんが、地方公共団体の事業にもi-Constructionを取り入れていかないと建設業界の体質改善にならないと思いますし、今後確実に必要になってくる技術です。

先日、産業常任委員会と建設業協会の意見交換会が開催されました。その時でた意見は「雇用の確保が非常に難しい。」、「高齢化が進んでいる。」、「このままでは除雪のオペレーターは10年後には確保できない。」、「雇用を守らないと、災害時に対応できなくなる。」そのほかにもたくさんのご意見をいただきました。とくに重要な問題は、雇用の確保だと感じました。国土交通省でもいっておりますが、雇用が確保できないと地域を守ることができません。年々豪雨や台風の災害も増えてきております。豪雪地帯の飛騨市にとってはさらに除雪の問題があります。前にお話したi-Construction等の技術革新により今後、夏場の生産性が向上していくことが予想されます。その場合、冬場の除雪オペレーターの確保がさらに難しくなってきます。

除雪については、9月議会の高原議員の質問でもありましたが、除雪オペレーターの人数について、もし現在の除雪オペレーターが足りなくなった場合は、建設業以外の業種の方で、車関係、重機を扱う会社や、農家等、幅広くオペレーターの確保を検討するとのことでした。

冬場に除雪しているとき、気をつけていても、ガードレールにぶつかったり、グレーチングを破損したり、そういったことが多々あります。今雪が降って道のわきにポールが立てられて除雪の目印にはなっておりますが、雪でいろんなものが隠れていたときに除雪の際に壊してしまう。そういったことがあります。そういった場合、春になってから除雪をした建設業社の方が負担して修繕するという場合もあります。今後農業者等建設業の方以外が除雪を請け負った場合、破損したものについて補償していけるのか、どうしていくのかという問題もあります。

次に維持工事についてですが古川土木と建設業者の間では、古川、神岡、河合、宮川それぞれ維持工事で、業務委託工事の方法をとっております。

維持工事について、年間予算を各町で確保し、前もって契約を済ませておくもので、警察でも片側交差点の許可をとっているため、いざという時の対処ができます。緊急時でもすぐに対処できる仕組みをつくっております。

現在市とは業務委託工事の契約はしておらず災害時、緊急時に市からの建設業者へ要請があった場合は地域の為に早急に対応をしておりますが建設業の方々とは契約を済ませていないので、事故等起きた場合どうするのが問題です。

こういった緊急の工事や維持工事等は地域振興費から支払われる場合が多いです。地域振興費は地域からの陳情、要望に対して臨機応変に使っていくべきだと思いますが、維持工事に備えており使いづらいことがあると聞きます。これは先ほど洞口議員の質問の中でも地域振興費増額に対する回答がありましたが。

最後に除雪の賃金についてですが、除雪の賃金は、行政から建設業者へ支払われます。賃金単価は午前5時～22時までが通常単価で22時～翌朝5時までが深夜手当と2パターンになります。平日、休日は関係ありません。

建設業者は従業員に対して、午前8時～17時までを通常単価。17時から22時までを残業として通常の25パーセント増。22時から翌朝5時までを深夜残業として通常の50パーセント増。5時～8時までを早出残業として25パーセント増と労働基準法に倣って支払っております。土日は休日出勤ですので、平日の25パーセント増だそうです。除雪の賃金についてもこうしたずれがあると伺いました。以上のことから4点質問いたします。

1点目、i-Constructionを国が推進する中で、飛騨市でもi-Constructionを導入する企業、もしくは業務委託する場合の補助や施工業者向け講習等飛騨市でも整備していくべきではないでしょうか。

2つ目、今後、懸念される冬の除雪オペレーターの雇用の確保については今からどのような政策を講じていくのか検討すべきではないでしょうか。

3つ目、地域振興費とは別で災害等あった場合の緊急時や維持費を業務委託工事費用として、年度のはじめに予算化してはいかがでしょうか。

4つ目、除雪に対する賃金の支払いについては、県との調整があるかもしれませんが、現状にあわせた見直しが必要なのではないのでしょうか。

以上4点について質問いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、1点目のi-Constructionへの補助や講習等の整備についてお答えします。

国土交通省では、ICTの全面的な活用等の施策を建設現場へ導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取り組みであるi-Constructionを平成28年度より実施しています。

この中で土木工事の調査・測量・設計や施工・検査の部分でのICT技術を導入し、平

成28年よりICT活用工事としてICT土工の取り組みを始め、平成29年にはICT舗装、ICT浚渫工へと取り組みを拡大するなど、活用工種の拡大を図っています。

対象工事の土工、舗装工では3億円以上の工事がICTの指定発注となっております。大規模な工事を中心に取り組みが進められております。

今後、ICT活用工事を建設事業の大半を占める地方自治体工事に広めるために、岐阜県では平成29年度より20件程度のモデル事業を実施されております。

飛騨市におきましては、現在、国が小規模工事でのICT活用工事の積算と実際の費用に乖離があるとの指摘に対して、調査・分析を行い、積算基準改定等の検討を行っておりますが、実際には、市発注工事のほとんどが小規模な工事であることから、現状では導入できる状況ではないと考えています。今後、国、県の取り組み状況や、市の工事規模にあった積算基準等の制定の状況をみまして、活用に取り組むことになると考えております。

補助や講習につきましては、国において、ICT土工を中小企業者へ展開するために「積算」、「初期投資」、「ICTスキル不足」の課題があるとしており、「スキル不足」に対しては、各地方整備局や業団体におきまして無料の講習会を実施しており、またソフト導入時の初期投資については税制措置を整えられてみえます。このように、現在国で展開を図っている状況であり、こうした講習会の活用を勧奨していきたいと考えております。

2点目の「除雪のオペレーターの確保についてどのような政策を講じていくのか」についてお答えいたします。1点目の質問でもお答えしましたように、今後、ICTの活用が普及されていく中で、除雪オペレーターの雇用状況も大きく変わることが想定されることから、10年先を予測しての対策は非常に困難であると考えております。

したがって、9月議会での高原議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、今後も年単位で状況を把握しながら、現状の除雪体制を継続できるよう吉城建設業協会と連携を密にして、取り組んでまいりたいと考えております。

参考までに、昨年度の除雪オペレーターの年齢は、60歳以上が27名、50代が42名、40代が46名、30代が43名、20代が20名でした。10年後を考えますと、60歳以上の方が、約15パーセントが引退される事が考えられますが、逆に20代の若い方が、11パーセントが加わってきていることを考えますと、今後たしかに人員不足を来す可能性はありますが、全くできなくなる状況ではないと考えております。

ただし、もちろんこのままで大丈夫という状況でないことも事実であり、今後は農業関係など、他業種の方の除雪への参加や、そういう方々のオペレーション技術の向上を図る施策などが必要ではないかと考えております。

なお、除雪中に破損させたガードレールやグレーチング等の修繕費負担については、除雪業者には任意保険への加入をお願いしており、それぞれ賠償保険に加入していただいておりますので、修繕にかかる費用は保険適用で対応していただいているものと考えております。

3点目の「災害等あった場合の緊急時や維持費を予算化しては」についてお答えいたし

ます。市では、道路維持に関する工事請負費は当初予算で4,000万円計上し、状況に応じてその都度対応しております。災害時の緊急対応を見越した額を当初予算に予算計上することはしておらず、災害時には予算が不足した場合は予備費を充用して対応しています。

契約方法については、古川土木事務所で行っている年間の維持工事を事前に契約する全面委託方式を行なっておらず、緊急の場合はその都度随意契約により対応しています。業務委託工事として事前に契約する場合のメリットとしましては、その都度契約事務を行う必要がなく、古川土木事務所では飛騨市内を3社と契約し、事務の負担が軽減されています。

一方、デメリットとしましては、飛騨市は対象エリアが広いことから、各地で速やかに対応できるよう、各地域にある地域に精通した業者と契約するのが望ましいと考えております。全面委託をすると数社としか契約できなくなることが考えられ、その場合は受注機会が失われる業者の方がでることや、災害等緊急時に委託業者に作業が集中し復旧が遅れるなどの可能性が考えられます。

市としましては、業務委託工事としてまとめて契約するよりも、地元を熟知した業者に発注する方が迅速な対応が図れるとともに、限られた予算の中で各業者に受注機会を与えられる現在の体制が有効であると考えており、当面は現在の契約方法で対応していきたいと考えております。

なお、市では古城建設業協会と「飛騨市災害の応援協定に関する協定書」を締結しており、災害等緊急時には速やかに対応要請を行えることとしており、事前契約の有無にかかわらず、対応を図ることが可能となっております。

4点目の「除雪に対する支払いについて、現状にあわせた見直しが必要ではないか。」についてお答えいたします。

現在、飛騨市の除雪単価については、県道除雪と委託業者が重複することや除雪基準が同じことから岐阜県の単価に準じて運用しております。

岐阜県に除雪単価の考え方を確認しましたところ、「午前5時から午後10時まで」、「午後10時から翌朝の5時まで」の2区分で運用しており、同様の基準で運用している自治体も多いと聞いております。しかし業界からは除雪単価を見直して欲しい等の要望もあり、今後見直しの必要はあると認識しているが、早期の対応は困難であるというふうに聞いております。

除雪単価は、除雪オペレーターの労働時間について、労働基準法第32条の「週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない。」を適用した単価設定がされておりますので、基本的には夜間勤務した場合は日中に休みを取るなど、長時間労働をさせないという考えの中で算定されております。

参考までに、除雪単価については人件費の高騰や現場管理費の見直し等を現在までに行的っておりまして、直近5年では約1.4倍に上がっております。

近隣では、高山市、下呂市も飛騨市と同様に県の単価に準じた運用を行なっているとのことですが、市としましては今後、岐阜県や近隣市の動向も注視しながら対応を検討させていただきたいと思っております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○1 番（仲谷丈吾）

1つ目のi-Constructionについてなんですが、いま3億円以上の工事に対して義務化されていると思うんですが、飛騨市内は小規模で3億円以内という工事がほとんどだと思うのですが、これは義務もそうなんですけどこれから建設業自体が人材不足。雇用が今厳しい。先ほどちょっと話したんですけど3Kを新3Kに変えたいというようなことがあってこれからその魅力ある建設業にしていくために必ず必要になってくると思うんですがそのあたりでは今後もう少し前向きに検討いただけないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

先般、いま最近では高山国府バイパスそれから完成したところでは。それから中部縦貫がいま使っております。先ほども岐阜県のほうで20カ所ほどモデル事業でやってみるという箇所が飛騨にも1カ所ありましたので、先般実際のバックホーを運転しているところの状況やら、パネルといいますかその画面を見ながらちょっと見てまいりましたが、過掘りといいますか、余分に掘らない。高さ的なものですね。横は画面上で線がでていてそれ以上、これは自動に止まりませんが。上下は自動に止まってそれ以上絶対に掘らないというようなことで、オペレーター技術が非常になくても、まだ経験の浅い方でも十分に掘っていけるのかなというのがありました。ということで今後経験力のない方でもどんどんやっていけるというほうには非常にいい施策だと思っております。ただし、現場でも聞いておりましたが非常にお金の積算のほうの単価と実際にかかるお金はまだまだ違うということです。それからある程度のやはり幅と長さ、そういうものがないとですね、なかなか採算があわないということでした。それからこの飛騨の地域では、ちょっとすいません、数間違えていたらあれですけど、12カ所の衛星を全部キャッチしなければいけないということだそうです。その斜面向きでは全然使えない場所もあるということもありましたので、非常にいいテクニックのものだとは思いますがなかなかまだ飛騨市の中で使える箇所は限られるのかなというふうに思っております。

○1 番（仲谷丈吾）

飛騨市ではまだまだとはあるんですがお金の面でもかなり費用はかかると思うんですがぜひちょっと今後もi-Constructionについて動向を見ながら市でも積極的にぜひ取り入れていただければなというふうに思います。

2つ目の質問についてなんですが除雪オペレーターの件ですね。建設業者の方には破損したもののなんかについて任意保険に加入してもらっているという話だったんですが、

今後その建設業以外の方、農業の方がもしやる場合にもそういった保険に入ってもらってやっていただくようにしていくんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

農業経験者というか農業の方で冬季空いてみえる方にやっていただく場合等を想定しますと個人との契約という形にはたぶんならないと思います。そういう方はどちらかと言いますと直営オペレーターのほうへうちの臨時職員として雇ってやっていただくという方法がいいと思いますし。ただしある程度なんらかの会社、組織みたいな形にして、その中で何人かの農業者の方を集まっていたいて会社形式でやって会社の中で保険なりかけて、ちゃんと経費。当然今の単価の中には経費からなにかから全て入っておりますので、運転手だけなのか、機械があるのか、会社組織でやるのかということが変わろうかと思っています。

○1 番（仲谷丈吾）

今すぐにというわけではないと思いますがぜひ検討いただければと思います。

3 回目の質問なんですけど今向かう途中ですね、今随意契約でやるということで古川土木と同じようなやり方ではやらないということだったんですが、その緊急の場合に現場に向かう途中でですね、例えば事故があったですとかそういった場合もそうですし、あとやっぱり入札のことなんかもそうだと思うんですけど、緊急の場合はすぐに建設業の方、向かわれるんですがやはりそのあたりで不安があると思うんですがそのあたりについては何か対応されるんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

この契約といいますか、契約書を結んで初めて契約ではなくて災害の協定やなんかでも口頭によるものでも契約となります。これは弁護士等にも相談して確認とれてますので。飛騨市が業者の方にこういう仕事をしてくださいとなった場合は全て契約ですので、契約はそこで成立しているものとなります。ただし緊急時でもできるだけ速やかに契約書を結ぶという事務になろうかと思っています。

○1 番（仲谷丈吾）

はい、わかりました。私からの質問は以上です。

〔1 番 仲谷丈吾 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで1 番、仲谷丈吾君の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（葛谷寛徳）

ただ今議題となっております、議案第 9 4 号、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから議案第 9 8 号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてまでの 5 案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第 9 9 号、平成 2 9 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 4 号）から議案第 1 0 3 号、平成 2 9 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）までの 5 案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら 5 案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定をいたしました。

◆日程第 1 3 議案第 9 4 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから

日程第 2 3 議案第 1 0 8 号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

次に日程第 1 3、議案第 1 0 4 号、飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第 1 7、議案第 1 0 8 号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 5 案件につきましては、会議規則第 3 5 条の規定により一括して議題といたします。本件について説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは今定例会に追加上程をさせていただきます案件の概要説明をさせていただきます。議案第 1 0 4 号、飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例および議案 1 0 5 号飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告にもとづく給与改訂等にもなう改正でございます。議案第 1 0 6 号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 1 0 7 号飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正

する条例について及び議案第１０８号飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告にもとづく期末手当の期別支給割合の改定にともなう改正でございます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第１０４号から議案第１０８号までの５案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

◆日程第１８ 議案第１０９号 平成２９年度飛騨市一般会計補正予算（補正第５号）
から

日程第２６ 議案第１１７号 平成２９年度飛騨市水道事業補正予算（補正第２号）
について

続いて日程第１８、議案第１０９号、平成２９年度飛騨市一般会計補正予算（補正第５号）から日程第２６、議案第１１７号、平成２９年度飛騨市水道事業補正予算（補正第２号）についてまでの９案件につきましては、会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。本件について説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

議案第１０９号から議案第１１７号までの９議案につきましては、人事院勧告にともない平成２９年度一般会計、特別会計及び企業会計の人件費補正等を行うものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第１０９号から議案第１１７号までの９案件につきましては、先ほど設置いたしました議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託

したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よってこれら9案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◆休会

◎議長(葛谷寛徳)

ここでお諮りいたします。12月8日から12月13日までの6日間は、常任委員会、予算特別委員会審査等のため本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、12月8日から12月13日までの6日間は、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長(葛谷寛徳)

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は12月14日午後3時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。

(散会 午後3時06分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（1 番）

仲谷丈吾

飛騨市議会議員（2 番）

井端浩二